

# 沖縄県の情報公開・個人情報保護制度

平成30年度 運用状況報告書



# 目 次

## 〈情報公開制度〉

### I 情報公開制度

- 1 情報公開制度のあらまし…………… 1
- 2 広義及び狭義の情報公開制度…………… 2
- 3 沖縄県の情報公開制度…………… 3

### II 情報公開制度の実施状況

- 1 公文書開示請求の受付状況…………… 13
- 2 公文書の実施機関別開示請求状況…………… 14
- 3 公文書開示請求の処理状況…………… 15
- 4 部分開示及び不開示の内訳…………… 15
- 5 不服申立ての状況…………… 16
- 6 沖縄県情報公開審査会の開催等の状況…………… 16
- 7 不服申立ての処理状況一覧…………… 26
- 8 沖縄県情報公開審査会答申概要…………… 28

### III 情報提供の状況

- 1 行政情報センターの概要…………… 39
- 2 行政情報センター等の利用状況…………… 40
- 3 配架行政資料…………… 41

## 〈個人情報保護制度〉

### I 個人情報保護制度

- 1 個人情報保護制度のあらまし……………42
- 2 沖縄県個人情報保護制度の特色……………42
- 3 沖縄県個人情報保護条例の概要……………43

### II 個人情報保護制度の実施状況

- 1 個人情報の開示請求等の受付状況……………48
- 2 個人情報の実施機関別開示請求状況……………49
- 3 個人情報の請求処理状況……………50
- 4 部分開示及び不開示理由の内訳……………51
- 5 不服申立ての状況……………51
- 6 沖縄県個人情報保護審査会の開催等の状況……………52
- 7 口頭開示実施状況……………54
- 8 不服申立ての処理状況一覧……………57
- 9 沖縄県個人情報保護審査会答申概要……………58

## 〈情報公開制度〉



# I 情報公開制度

## 1 情報公開制度のあらまし

わが国における情報公開制度は、地方自治体としては昭和57年4月に山形県の金山町で「金山町公文書公開条例」が施行されたのが最初です。都道府県では昭和58年4月に神奈川県で施行された「神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例」をはじめとして、現在、全ての都道府県において条例が制定され制度化されています。国においても平成11年5月に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」が成立し、平成13年4月から施行されています。

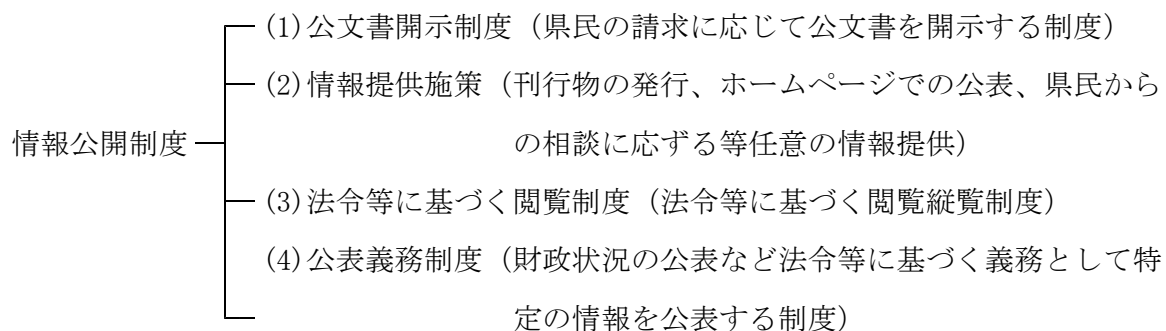
公正で開かれた行政を実現するためには、県の行政機関が保有する情報が広く県民に公開される必要があります。

県の行政機関が保有する情報を県民に提供するにあたっては、刊行物の発行、報道機関への発表等、県の行政機関が主体となっていく多種多様な方法があります。このような情報提供施策を適切に実施すれば、県民の行政に関する情報についての要求に相当程度において応えることは可能です。しかし、これらは県の行政機関側からの任意の情報提供であること、その主たる目的は県の行政機関の事業の遂行に資するためであることなどから、情報を求める県民の要望を充たすのに必ずしも十分でない場合があります。

そこで、県民が主体となり県の行政機関が保有する情報を入手する手段が必要となります。これを制度化したのが公文書開示制度であります。同制度は、行政機関が保有する公文書の開示を求める県民の請求権を明らかにし、県民が請求すれば原則としてすべての公文書を開示することを県の行政機関に義務付けており、情報提供施策と併せて情報公開制度と呼ばれています。

## 2 広義及び狭義の情報公開制度

広義の情報公開制度は、下記のように4つの制度に区分することができます。



狭義の情報公開制度は、公文書開示制度のことをいいますが、沖縄県情報公開条例では、公文書開示制度とあわせて行政資料等による積極的な情報提供の推進に努めることとしています。

情報公開と公文書開示制度の関係図

		実施機関の義務の有無	
		義務的	任意
情報公開	請求によるもの	(3) 法令等に基づく閲覧制度 ・関係文書閲覧及び写しの交付	(1) 公文書開示制度
	請求によらないもの	(4) 法令等に基づく公表義務制度 ・条例、規則の公布 ・財政状況の公表	(2) 自主的な情報提供 ・刊行物の発行 ・ホームページでの公表 ・報道機関への情報提供



### 3 沖縄県の情報公開制度

本県では、沖縄県情報公開条例（平成3年12月26日公布。以下、「条例」という。）を制定し、平成4年7月1日から施行しました。また、情報公開法との調整等を図るため、条例を全部改正し、新たな条例を公布しました（平成13年10月23日公布）。新たな条例は、平成14年1月1日から施行されました。

新たな条例は、「地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であるとの認識に立ち、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって県民の参加と監視の下に公正で開かれた県政の推進に資することを目的（条例第1条）としています。

平成26年6月には、公正性の向上及び不服申立て制度の使いやすさ向上の観点から、行政不服審査法が全部改正され（平成28年4月1日施行）、それに伴い、条例においても平成27年12月に所要の改正を行いました（平成28年4月1日施行）。

改正後の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項は、審査請求がされた審査庁は原則として審理員を指名しなければならない旨規定していますが、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合には、審理員の指名を要しないこととされているため、外部の有識者で構成される第三者機関であり、不服申立人及び実施機関の双方からの主張を基にインカメラ審理を行うなど、実質的な審理を行っている沖縄県情報公開審査会は、審理員を指名しなくても審理の公正性が確保されることが認められるため、審理員による審理手続を適用除外としています。

他に、不服申立ての種類が審査請求に一元化されたことに伴い、「審査請求」、「裁決」等用語の整理を行い、また、開示請求に係る不作為事件を沖縄県情報公開審査会の諮問の対象としました。

平成29年6月には、沖縄県個人情報保護条例の個人情報の定義が改正されたことに伴い、不開示情報である個人に関する情報の記述等の具体的事項を規定する改正を行いました（平成29年7月25日施行）。

#### 1 基本的な考え方

本県の公文書開示制度は、次のことを制度の基本原則としています。

- (1) 県が保有する情報は原則として開示することとし、不開示とするものは必要最小限度にとどめるものとする（原則開示）。
- (2) 個人に関する情報は、不開示を原則として最大限に保護するものとする。
- (3) 県民に分かりやすく利用しやすい制度とすること。

## 2 条例の特色

本県の条例は、以下の点に特色があります。

- (1) 条例の目的に、「知る権利の尊重」、「説明責任」及び「県政への参加と監視」を明記したこと。
- (2) 公文書の開示を実施する県の機関（対象実施機関）に公安委員会及び警察本部長を加えたこと（平成14年7月1日から実施機関となった。）。
- (3) 条例の開示請求の対象となる公文書を決裁・供覧済みの文書から組織共用文書に拡大し、電磁的記録も対象としたこと。
- (4) 請求権者を拡大し、「何人も」請求できるようにしたこと。

## 3 条例の概要

### (1) 目的（第1条）

本条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であるとの認識に立ち、「公文書の開示を請求する権利を明らかにする」こと及び「情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定める」ことを手段として、「県政に対する県民の理解と信頼を深める」ことを第一次的な目的とし、「県民の参加と監視の下に公正で開かれた県政の推進に資する」ことを高次の目的とする。

### (2) 実施機関（第2条第1項）

本条例に基づき公文書の開示を実施する機関

- |           |            |             |
|-----------|------------|-------------|
| ・知事       | ・議会        | ・教育委員会      |
| ・公安委員会    | ・警察本部長     | ・選挙管理委員会    |
| ・監査委員     | ・人事委員会     | ・労働委員会      |
| ・収用委員会    | ・海区漁業調整委員会 | ・内水面漁場管理委員会 |
| ・公営企業の管理者 | ・病院事業の管理者  |             |

※平成3年の条例制定当初には議会、公安委員会、警察本部長は規定されていなかったが、平成10年12月議会で議会提案により議会が実施機関に追加され、また

平成13年9月議会で公安委員会、警察本部長が追加された。

### (3) 対象公文書（第2条第2項）

「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの。

イ 沖縄県公文書館その他知事が規則で定める機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの。

### (4) 請求権者（第5条）

- ・ 何人も

「何人も」には、日本国民のほか、外国人も含まれる。また、自然人、法人のほか、法人でない社団等も含まれる。

- ・ 開示請求権の一般的性格

本条例に定める開示請求権は、何人に対しても等しく開示請求を認めるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって、当該公文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

また、この開示請求権は、あるがままの形で公文書を開示することを求める権利であり、実施機関は、条例第8条に規定する部分開示による場合及び条例第17条に規定する特別の開示の実施の方法による場合を除き、新たに公文書を作成又は加工する義務はない。

### (5) 開示請求の手続（第6条）

開示請求権を明確にするため、開示請求は書面を提出して行わなければならないこととしている。

なお、沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に伴い、現在は電子申請もできる。

- ・ 氏名、名称、住所、居所、代表者名

- ・ 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

(6) 公文書の開示義務・不開示情報（第7条）

- ・ 条例の基本理念は、原則開示である。
- ・ 不開示情報は、次のとおりである。

ア 法令秘情報

法令又は条例の規定により、公にすることができないと認められる情報。

イ 個人に関する情報

個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

ウ 法人等に関する情報

法人等に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

エ 公共の安全等に関する情報（公安委員会及び警察本部長以外の実施機関）

公にすることにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報であつて、公安委員会及び警察本部長以外の実施機関が保有するもの。

オ 公共の安全等に関する情報（公安委員会又は警察本部長）

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報。

カ 審議、検討等に関する情報

県、国、独立行政法人等及び他の地方公共団体の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

キ 事務又は事業に関する情報

県、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

## (7) 部分開示（第8条）

開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

## (8) 公益上の理由による裁量的開示（第9条）

実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

## (9) 公文書の存否に関する情報（第10条）

開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

本条を適用する具体例としては、次のような例が考えられる。

### ア 特定の個人の病歴に関する情報（第7条第2号）

ある人を名指しして、特定の県立病院に入院していたときのカルテの請求があった場合、当該公文書はあるが、第2号により不開示と回答したのでは、そのことのみで、名指しされた者が当該病院に入院していた事実が明らかになり、プライバシー侵害となる。

### イ 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第7条第3号）

特定企業を名指しして新商品の開発計画に関する公文書の開示を請求することにより、特定企業の企業戦略が競争企業に知られ、競争上の地位を侵害することが生じ得る。

### ウ 犯罪の内偵捜査に関する情報（第7条第4号及び第5号）

犯人が無関係の第三者に依頼して内偵捜査に関する公文書の開示請求をしたような場合、当該文書の存在を知られることにより、捜査の密行性が損なわれ証拠湮滅を容易にしたりするおそれがある。

### エ 政策決定の検討状況の情報（第7条第6号）

道路建設計画を検討している公文書につき、A市〇〇町地域の道路建設計画という特定の名前を挙げて探索的な請求をすることにより、道路建設計画を推測され、土地の買占めなどの投機を招くおそれがある。

### オ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第7条第7号）

保育士試験の問題作成後、試験実施前に「児童福祉施設最低基準に関する保育士問題に関する文書（当該年度）」というように特定分野に限定し

た請求が出された場合、文書は存在するが第7号により不開示と答えた場合には、当該問題が出題されることを開示請求者に知らせてしまうことになるし、不存在と回答すれば、当該問題が出題されないことを知らせてしまうことになる。

**(10) 開示請求に対する措置（第11条）**

実施機関は、開示請求に対して、開示又は不開示の決定（開示決定等）をし、書面により通知しなければならない。

本条による通知は、知事が保有する公文書の開示等に関する規則第3条に規定する次の書面で行う。

- ア 公文書の全部を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書(規則第4号様式)
- イ 公文書の一部を開示する旨の決定 公文書部分開示決定通知書(規則第5号様式)
- ウ 公文書を開示しない旨の決定(エ及びオ以外) 公文書不開示決定通知書(規則第6号様式)
- エ 開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないとき 公文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書(規則第7号様式)
- オ 開示請求に係る公文書を保有していないとき 公文書不存在による不開示決定通知書(規則第8号様式)

**(11) 開示決定等の期限（第12条）**

開示決定等は、開示請求があった日から起算して15日以内にならなければならない。

事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長すること(開示請求があった日から起算して最大45日)ができる。

**(12) 開示決定等の期限の特例（第13条）**

著しく大量な公文書の開示請求があった場合についての開示決定等の期限の特例を定めた。

本条を適用する場合の事務の流れは、以下のとおりである。

- ア 開示請求のあった日から起算して15日以内に、本条を適用する旨等を通知する。
- イ 開示請求のあった日から起算して45日以内に、相当の部分について開示決定等を行う。
- ウ 相当の期間(アの通知において、その期限を示す。)内に、残りの部分について

て開示決定等を行う。

**(13) 事案の移送（第15条）**

開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときなどは、当該他の実施機関の判断にゆだねた方が迅速かつ適切な処理に資することがあると考えられるので、実施機関は、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送することができることとした。

**(14) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等（第16条）**

ア 第三者（県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び開示請求者以外の者）に関する情報が記録されている公文書について開示請求があったときは、当該第三者に意見書の提出の機会を与えることができる。

イ 公益上の理由により開示しようとするときは、当該機会を与えなければならない。

ウ 当該第三者から開示に反対する旨の意見書が提出された場合において、開示決定をするときには、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置いて、開示の実施前に当該第三者が争訟を提起する機会を確保し、第三者の権利利益の保護を図る。

**(15) 開示の実施（第17条）**

ア 「文書又は図画」の開示の方法

「文書又は図画」という視覚によって直接その内容を確認できる公文書については、公文書そのものを見せる「閲覧」と、その写しを作成して交付する「写しの交付」を開示の方法とした。開示を受ける者は、そのいずれか又は両方の方法を選択することができる。写しの作成については、通常は複写機によることとなるが、マイクロフィルムであれば用紙への印刷、などの方法によることとなる。

イ 「電磁的記録」の開示の方法

電磁的記録の開示方法については、種々の形態が考えられるところであり、特に電子計算機処理に係る情報については再生用機器の普及状況及びセキュリティの確保に係る技術的・専門的な観点からの検討を行う必要があることから、「その種別、情報化の進展状況等を勘案して知事が規則で定める」としたものである。

具体的には、用紙に出力したものの閲覧、専用機器により再生したものの閲覧又は視聴や、用紙に出力したものの、フロッピーディスクや光ディスク等に複

写したもののなどの交付が定められている(施行規則第5条参照)。

ウ 公文書の保存に支障を生ずるおそれがあるとき等の写しの閲覧(ただし書)  
文書、図画の閲覧については、原本の保存に支障を生ずるおそれがあるなど、原本を閲覧に供することが困難な場合があり得るので、その場合には、写しによることとしている。

例えば、原本の傷みが激しくそのまま開示に供することが当該公文書の保存に支障がある場合、原本を事務事業に使用する必要があり閲覧等に供すると事務事業の遂行に支障がある場合、部分的に不開示の箇所があり的確に部分開示をするためには墨塗りを施す必要がある場合等において、同一性を保持した上で、いったん原本の写しを作成し、これを閲覧に供したり、この写しに墨塗りをしたものの又はこれらの写しを閲覧に供し又は交付することを想定している。

#### (16) 他の制度との調整 (第18条)

ア 他の法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が開示することとされている場合には、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。

イ 県の図書館、博物館その他の県の施設又は機関において管理している公文書であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているものについては、この条例に基づく開示請求を認めない。

ウ 「その他の県の施設又は機関」には、次のようなものがある。

- ・ 沖縄県行政情報センター
- ・ 宮古行政情報コーナー
- ・ 八重山行政情報コーナー

#### (17) 費用負担 (第19条)

公文書の写しの作成及び送付に要する費用の負担について定めた。

#### (18) 審理員による審理手続に関する規定の適用除外 (第20条)

開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

#### (19) 沖縄県情報公開審査会への諮問 (第21条)

開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求を受け当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関に対し、原則として沖縄県情報公開審査会への諮問を義務付けた。



ア 沖縄県情報公開審査会への諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

イ 諮問をした実施機関は、審査請求人や参加人等へ諮問をした旨を通知しなければならない。

**(20) 沖縄県情報公開審査会（第23条）**

ア 第21条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議する。

イ 情報公開に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じ答申し、及び意見を述べることができる。

**(21) 調査審議手続の非公開（第28条）**

沖縄県情報公開審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

**(22) 情報提供の推進（第31条）**

ア 「情報公開制度」は、公文書開示制度と情報提供の二本柱から成るものであり、公正で開かれた県政の推進のため、情報提供施策の充実を図ることを定めた。

イ 「情報提供」とは、県が自主的・能動的に、又は県民の求めに応じてその保有する情報を県民に提供することをいう。

具体的には、テレビやラジオでの放送、各種の広報紙誌の発行、行政資料の配布、県ホームページによる情報提供、担当課（所）での説明等をいう。

また、行政情報センターでは、各課（所）等が発行する行政資料等を入手するとともに、行政資料目録を発行し、当該行政資料の閲覧・所在案内を行っている。

**(23) 出資等法人の情報公開（第33条）**

県が出資その他財政支出等を行う法人であって、実施機関が定める「出資等法人」は、その性格及び業務内容に応じ、情報公開を行うよう努めること、また、実施機関は、出資等法人に対し情報公開を進めるよう指導に努めなければならないことを定めた。

**(24) 運用状況の公表（第37条）**

公文書開示制度の適正な運営と健全な発展を期するため、毎年度、公文書の開示の運用状況を県公報に登載して公表する。

**(25) 適用除外（第38条）**

本条は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）の適用除

外とされている公文書については、本条例を適用しないことを定めたものである。

情報公開法の適用除外とすることが定められているものとして、刑事訴訟法に規定する「訴訟に関する書類及び押収物」や漁業法に規定する「免許漁業原簿」等があるが、これらの公文書の開示・不開示の取扱いは、個別法において体系的に整備されており、当該制度にゆだねることが適当であることから、国の場合は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により情報公開法を適用しないこととしている。

したがって、このような公文書を実施機関が管理している場合、国の情報開示制度との整合性を考慮し、本条例も適用しないこととするものである。

## Ⅱ 情報公開制度の実施状況

### 1 公文書開示請求の受付状況

平成 30 年度における公文書の開示請求は、1,928 件であり、前年度の 2,132 件に比べ 9.6 %減となっている。

その主な要因としては、これまで開示請求により行ってきた工事設計書等の開示について、土木建築部(平成 27 年 10 月)、企業局(平成 28 年 4 月)に加え、農林水産部が平成 29 年 4 月から情報提供に切り替えたことが挙げられる。

表1 公文書開示請求の受付状況 (単位:件)

区 分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
本 庁 (行政情報センター)	2,810	4,641	1,921	1,278	1,262
宮古事務所 (宮古行政情報コーナー)	0	0	0	0	0
八重山事務所 (八重山行政情報コーナー)	0	0	0	0	0
出先機関 (宮古・八重山事務所以外)	550	723	723	794	576
公安委員会	1	1	6	1	9
警察本部長	19	18	66	59	81
合 計	3,380	5,383	2,716	2,132	1,928

注1 開示請求とは、沖縄県情報公開条例第6条の規定に基づく請求である。

2 件数は、提出された請求書の受付件数である。

## 2 公文書の実施機関別開示請求状況

請求件数の実施機関別の割合は、知事部局 88.6 %、教育委員会 4.5 %、警察本部長 4.2 %となっている。知事部局について部別に見ると、土木建築部が 39.1 %、保健医療部が 33.4 %を占めている。

表2 実施機関別の請求状況 (単位:件)

実施機関		年 度				
		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
知事部局	知事公室	16	40	42	24	44
	総務部	17	33	18	27	22
	企画部	15	53	12	9	17
	環境部	72	65	91	74	105
	子ども生活福祉部	27	40	20	31	26
	保健医療部	339	634	629	514	570
	農林水産部	618	1,025	685	292	224
	商工労働部	20	15	34	16	18
	文化観光スポーツ部	8	5	5	4	13
	土木建築部	1,823	2,927	802	882	667
	出納事務局	0	2	1	1	2
知事部局計		2,955	4,839	2,339	1,874	1,708
議 会	12	10	35	10	2	
教 育 委 員 会	120	168	173	139	87	
選 挙 管 理 委 員 会	9	9	13	11	9	
人 事 委 員 会	0	2	3	0	0	
監 査 委 員	0	0	1	0	0	
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	
収 用 委 員 会	2	0	4	6	2	
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	
企 業 局	226	317	53	15	23	
病 院 事 業 局	36	19	23	17	7	
公 安 委 員 会	1	1	6	1	9	
警 察 本 部 長	19	18	66	59	81	
合 計		3,380	5,383	2,716	2,132	1,928

### 3 公文書開示請求の処理状況

表3 処理状況

(単位:件)

区 分		年 度				
		26年度	27年度	28年度	28年度	30年度
請求件数		3,380	5,383	2,716	2,132	1,928
処理状況	開示	2,828	4,138	1,839	1,382	1,209
	部分開示	413	752	669	655	744
	不開示	145	60	28	35	37
	存否応答拒否	3	1	3	5	1
	不存在	15	263	153	128	205
	小計	3,404	5,214	2,692	2,205	2,196
取 下 げ		43	184	83	40	42
合 計		3,447	5,398	2,775	2,245	2,238

注 1件の開示請求に対し、複数の決定をした場合があるため、請求件数と決定(処理)件数は一致しない。

### 4 部分開示及び不開示の内訳

公文書の開示可否の決定に関して、条例第7条各号に該当し、部分開示及び不開示の決定に係る不開示(非公開)の事項別該当件数は次のとおりである。

表4 不開示理由事項別内訳

(単位:件)

区 分		年 度				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1号	法令秘情報	2	0	24	3	3
2号	個人に関する情報	266	541	564	599	688
3号	法人等に関する情報	84	69	146	127	278
4号	公共の安全等に関する情報 (公安委員会及び警察本部長以外)	4	7	12	6	6
5号	公共の安全等に関する情報 (公安委員会又は警察本部長)	1	5	23	5	12
6号	審議、検討等に関する情報	14	13	10	10	20
7号	事務又は事業に関する情報	84	136	63	61	70
合 計		455	771	842	811	1,077

注 請求1件につき、複数の不開示理由を適用したものがあため、適用理由件数は不開示及び部分開示決定の合計件数とは一致しない。

## 5 不服申立ての状況

平成 30 年度は、公文書の開示に関する決定に対し、行政不服審査法の規定に基づく不服申立てが前年度からの継続分を含めて 20 件あり、そのうち 15 件が審査会へ諮問された。

表5 不服申立ての状況

(単位:件)

	不服申立て a	取下げ b	未処理 c	諮問 d (a-b-c)	諮問に対する処理状況(dの内訳)							
					審議前	審議中	取下げ	答申 e	答申(e)の内容			
									認容	一部認容	棄却	その他
平成 26 年度	20(5)	6	3	11(5)	0	4(0)	2(2)	5(3)	2(2)	2(1)	1(0)	0
平成 27 年度	17(7)	1(1)	0	16(6)	0	9(0)	1	4(3)	0	2(1)	2(2)	0
平成 28 年度	24(9)	0	8	16(9)	0	3(0)	2	10(9)	2(2)	5(5)	3(2)	0
平成 29 年度	25(11)	0	7(5)	18(6)	2	8(0)	0	7(5)	0(0)	2(2)	5(3)	0
平成 30 年度	20(10)	3	2	15(10)	0	7(5)	0	8(5)	1(1)	3(2)	3(2)	1

注 1 括弧書きの件数は、前年度からの処理継続に係るもので内数である。

2 諮問併合があった場合は、諮問とその内訳の数は一致しない。

## 6 沖縄県情報公開審査会の開催等の状況

沖縄県情報公開審査会は、平成4年7月1日の条例施行と同時に沖縄県公文書公開審査会として設置され、知事が委嘱する5人の委員によって構成された。新条例の施行に伴い、平成14年1月1日から名称が沖縄県情報公開審査会に改められた。

委員の任期は2年、平成30年度の審査会の開催回数は17回となっている。

表6 沖縄県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

任期:平成31年1月9日～令和3年1月8日(2年) (平成31年3月31日現在)

氏名	役職等	備考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理者
仲村 剛	弁護士	
新見 研吾	弁護士	※平成31年3月28日～
三浦 毅	琉球大学准教授	

表7 審査会の開催状況等

開催日	区分	審議内容
平成 30 年4月 26 日	第 286 回	<p>(1)沖縄県教育委員会教育長諮問3号特定市の児童が自殺した件についての情報一切に係る公文書部分開示決定及び公文書の不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)沖縄県諮問保第3号市町村事業費納付金・標準保険料算定結果表に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)農整第 1733 号金武町所在の上福地ダムに関する事業の資料に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)教人第 2233 号沖縄県内の公立学校に関する体罰事故報告書の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5)沖縄県諮問土第 17 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6)沖縄県諮問土第 18 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(7)沖縄県諮問土第 19 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(8)沖縄県諮問土第 22 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(9)沖縄県諮問土第 24 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(10)沖縄県諮問土第 25 号工作物新築等及び公共用財産使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>
平成 30 年5月 17 日	第 287 回	<p>(1)沖縄県教育委員会教育長諮問3号特定市の児童が自殺した件についての情報一切に係る公文書部分開示決定及び公文書の不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)農整第 1733 号金武町所在の上福地ダムに関する事業の資料に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)教人第 2233 号沖縄県内の公立学校に関する体罰事故報告書の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)沖縄県諮問土第 17 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5)沖縄県諮問土第 18 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6)沖縄県諮問土第 19 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(7)沖縄県諮問土第 22 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(8)沖縄県諮問土第 24 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>

		(9)沖縄県諮問土第 25 号工作物新築等及び公共用財産使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について
平成 30 年6月 28 日	第 288 回	<p>(1)沖縄県諮問土第 25 号工作物新築等及び公共用財産使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)沖縄県諮問土第 17 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖縄県諮問土第 18 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)沖縄県諮問土第 19 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5)沖縄県諮問土第 22 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6)沖縄県諮問土第 24 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(7)農整第 1733 号金武町所在の上福地ダムに関する事業の資料に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(8)沖縄県教育委員会教育長諮問3号特定市の児童が自殺した件についての情報一切に係る公文書部分開示決定及び公文書の不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(9)教人第 2233 号沖縄県内の公立学校に関する体罰事故報告書の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(10)教人第 596 号「公立学校教職員懲戒処分一覧(過去 20 年分)」の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(11)沖縄県諮問文第2号「しまくとぅばの普及促進に係る広報・イベント等委託業務に係る契約金額の内訳(見積書)」の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>
平成 30 年7月9日	第 289 回	<p>(1)沖縄県諮問土第 17 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)沖縄県諮問土第 18 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖縄県諮問土第 19 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)沖縄県諮問土第 22 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5)沖縄県諮問土第 24 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6)沖縄県諮問土第 25 号工作物新築等及び公共用財産使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(7)農整第 1733 号金武町所在の上福地ダムに関する事業の資料に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p>



		<p>(8)沖縄県教育委員会教育長諮問3号特定市の児童が自殺した件についての情報一切に係る公文書部分開示決定及び公文書の不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(9)教人第 2233 号沖縄県内の公立学校に関する体罰事故報告書の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(10)教人第 596 号「公立学校教職員懲戒処分一覧(過去 20 年分)」の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(11)沖縄県諮問文第2号「しまくとぅばの普及促進に係る広報・イベント等委託業務に係る契約金額の内訳(見積書)」の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>
平成 30 年7月 24 日	第 290 回	<p>(1)農整第 1733 号金武町所在の上福地ダムに関する事業の資料に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)沖縄県教育委員会教育長諮問3号特定市の児童が自殺した件についての情報一切に係る公文書部分開示決定及び公文書の不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)教人第 2233 号沖縄県内の公立学校に関する体罰事故報告書の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)教人第 596 号「公立学校教職員懲戒処分一覧(過去 20 年分)」の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5)沖縄県諮問文第2号「しまくとぅばの普及促進に係る広報・イベント等委託業務に係る契約金額の内訳(見積書)」の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6)沖縄県諮問土第 25 号工作物新築等及び公共用財産使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(7)沖縄県諮問土第 17 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(8)沖縄県諮問土第 18 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(9)沖縄県諮問土第 19 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(10)沖縄県諮問土第 22 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(11)沖縄県諮問土第 24 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>
平成 30 年8月7日	第 291 回	<p>(1)農整第 1733 号金武町所在の上福地ダムに関する事業の資料に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)沖縄県教育委員会教育長諮問3号特定市の児童が自殺した件についての情報一切に係る公文書部分開示決定及び公文書の不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)教人第 2233 号沖縄県内の公立学校に関する体罰事故報告書の</p>

		<p>公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)教人第 596 号「公立学校教職員懲戒処分一覧(過去 20 年分)」の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5)沖縄県諮問文第2号「しまくとぅばの普及促進に係る広報・イベント等委託業務に係る契約金額の内訳(見積書)」の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6)沖縄県諮問土第 25 号工作物新築等及び公共用財産使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(7)沖縄県諮問土第 17 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(8)沖縄県諮問土第 18 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(9)沖縄県諮問土第 19 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(10)沖縄県諮問土第 22 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(11)沖縄県諮問土第 24 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>
平成 30 年9月4日	第 292 回	<p>(1)教人第 2233 号沖縄県内の公立学校に関する体罰事故報告書の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)教人第 596 号「公立学校教職員懲戒処分一覧(過去 20 年分)」の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖縄県諮問文第2号「しまくとぅばの普及促進に係る広報・イベント等委託業務に係る契約金額の内訳(見積書)」の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)沖縄県諮問土第 25 号工作物新築等及び公共用財産使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5)沖縄県諮問土第5号工作物新築等及び公共用財産使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6)沖縄県諮問土第 17 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(7)沖縄県諮問土第 18 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(8)沖縄県諮問土第 19 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(9)沖縄県諮問土第 22 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(10)沖縄県諮問土第 24 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>
平成 30 年 10 月4日	第 293 回	<p>(1)沖縄県諮問文第2号「しまくとぅばの普及促進に係る広報・イベン</p>

		<p>ト等委託業務に係る契約金額の内訳(見積書)」の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)沖縄県諮問土第 25 号工作物新築等及び公共用財産使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖縄県諮問土第5号工作物新築等及び公共用財産使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)沖縄県諮問土第 17 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5)沖縄県諮問土第 18 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6)沖縄県諮問土第 19 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(7)沖縄県諮問土第 22 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(8)沖縄県諮問土第 24 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(9)教人第 2233 号沖縄県内の公立学校に関する体罰事故報告書の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(10)教人第 596 号「公立学校教職員懲戒処分一覧(過去 20 年分)」の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(11)沖縄県諮問子第8号「平成 27 年 11 月 16 日付子平第 1018 号沖縄県行政オンブズマンあて苦情に関する調査実施について(回答)」の公文書不開示決定に対する審査請求について</p>
<p>平成 30 年 10 月 12 日</p>	<p>第 294 回</p>	<p>(1)沖縄県諮問文第2号「しまくとぅばの普及促進に係る広報・イベント等委託業務に係る契約金額の内訳(見積書)」の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)沖縄県諮問土第 25 号工作物新築等及び公共用財産使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖縄県諮問土第5号工作物新築等及び公共用財産使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)教人第 2233 号沖縄県内の公立学校に関する体罰事故報告書の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5)教人第 596 号「公立学校教職員懲戒処分一覧(過去 20 年分)」の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6)沖縄県諮問土第 17 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(7)沖縄県諮問土第 18 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(8)沖縄県諮問土第 19 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>

		<p>(9)沖縄県諮問土第 22 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(10)沖縄県諮問土第 24 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(11)沖縄県諮問子第8号「平成 27 年 11 月 16 日付子平第 1018 号 沖縄県行政オンブズマンあて苦情に関する調査実施について(回答)」の公文書不開示決定に対する審査請求について</p>
平成 30 年 10 月 30 日	第 295 回	<p>(1)沖縄県諮問文第 2 号「しまくとぅばの普及促進に係る広報・イベント等委託業務に係る契約金額の内訳(見積書)」の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)沖縄県諮問土第 25 号工作物新築等及び公共用財産使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖縄県諮問土第 5 号工作物新築等及び公共用財産使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)教人第 2233 号沖縄県内の公立学校に関する体罰事故報告書の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5)教人第 596 号「公立学校教職員懲戒処分一覧(過去 20 年分)」の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6)沖縄県諮問土第 17 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(7)沖縄県諮問土第 18 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(8)沖縄県諮問土第 19 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(9)沖縄県諮問土第 22 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(10)沖縄県諮問土第 24 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(11)沖縄県諮問子第8号「平成 27 年 11 月 16 日付子平第 1018 号 沖縄県行政オンブズマンあて苦情に関する調査実施について(回答)」の公文書不開示決定に対する審査請求について</p>
平成 30 年 11 月 16 日	第 296 回	<p>(1)教人第 2233 号沖縄県内の公立学校に関する体罰事故報告書の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)教人第 596 号「公立学校教職員懲戒処分一覧(過去 20 年分)」の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖縄県諮問土第 17 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)沖縄県諮問土第 18 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5)沖縄県諮問土第 19 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示</p>

		<p>決定に対する審査請求について</p> <p>(6)沖縄県諮問土第 22 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(7)沖縄県諮問土第 24 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(8)沖縄県諮問子第8号「平成 27 年 11 月 16 日付子平第 1018 号 沖縄県行政オンブズマンあて苦情に関する調査実施について(回答)」の公文書不開示決定に対する審査請求について</p>
平成 30 年 12 月 14 日	第 297 回	<p>(1)教人第 2233 号沖縄県内の公立学校に関する体罰事故報告書の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)教人第 596 号「公立学校教職員懲戒処分一覧(過去 20 年分)」の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖縄県諮問土第 17 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)沖縄県諮問土第 18 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5)沖縄県諮問土第 19 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6)沖縄県諮問土第 22 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(7)沖縄県諮問土第 24 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(8)沖縄県諮問子第8号「平成 27 年 11 月 16 日付子平第 1018 号 沖縄県行政オンブズマンあて苦情に関する調査実施について(回答)」の公文書不開示決定に対する審査請求について</p>
平成 30 年 12 月 26 日	第 298 回	<p>(1)教人第 596 号「公立学校教職員懲戒処分一覧(過去 20 年分)」の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)沖縄県諮問土第 17 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖縄県諮問土第 18 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)沖縄県諮問土第 19 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5)沖縄県諮問土第 22 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6)沖縄県諮問土第 24 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(7)沖縄県諮問子第8号「平成 27 年 11 月 16 日付子平第 1018 号 沖縄県行政オンブズマンあて苦情に関する調査実施について(回答)」の公文書不開示決定に対する審査請求について</p>

平成 31 年1月 11 日	第 299 回	<p>(1)教人第 596 号「公立学校教職員懲戒処分一覧(過去 20 年分)」の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)沖縄県諮問土第 17 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖縄県諮問土第 18 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)沖縄県諮問土第 19 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5)沖縄県諮問土第 22 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6)沖縄県諮問土第 24 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(7)沖縄県諮問子第8号「平成 27 年 11 月 16 日付子平第 1018 号 沖縄県行政オンブズマンあて苦情に関する調査実施について(回答)」の公文書不開示決定に対する審査請求について</p>
平成 31 年2月4日	第 300 回	<p>(1)教人第 596 号「公立学校教職員懲戒処分一覧(過去 20 年分)」の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)沖縄県諮問土第 17 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖縄県諮問土第 18 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)沖縄県諮問土第 19 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5)沖縄県諮問土第 22 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6)沖縄県諮問土第 24 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(7)沖縄県諮問子第8号「平成 27 年 11 月 16 日付子平第 1018 号 沖縄県行政オンブズマンあて苦情に関する調査実施について(回答)」の公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(8)教文第 1529 号「沖縄県有形文化財 旧首里城守礼門の塗装工事に係る契約書等」の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>
平成 31 年3月7日	第 301 回	<p>(1)公文書開示請求に係る写しの交付料金統一化等について</p> <p>(2)沖縄県諮問土第 17 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖縄県諮問土第 18 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)沖縄県諮問土第 19 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>

		<p>(5)沖縄県諮問土第 22 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6)沖縄県諮問土第 24 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(7)沖縄県諮問子第8号「平成 27 年 11 月 16 日付子平第 1018 号 沖縄県行政オンブズマンあて苦情に関する調査実施について(回答)」の公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(8)教文第 1529 号「沖縄県有形文化財 旧首里城守礼門の塗装工事に係る契約書等」の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>
平成 31 年3月 27 日	第 302 回	<p>(1)沖縄県諮問土第 17 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)沖縄県諮問土第 18 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖縄県諮問土第 19 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)沖縄県諮問土第 22 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5)沖縄県諮問土第 24 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6)沖縄県諮問子第8号「平成 27 年 11 月 16 日付子平第 1018 号 沖縄県行政オンブズマンあて苦情に関する調査実施について(回答)」の公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(7)教文第 1529 号「沖縄県有形文化財 旧首里城守礼門の塗装工事に係る契約書等」の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>

## 7 不服申立ての処理状況一覧

NO	不服申立て 年月日 実施機関名 (諮問番号)	不服申立ての対象となった 公文書等	原決定	不開示 根拠 (条例第7 条各号等)	情報公開審査会	不服申立てに対 する決定(裁決)	備考
			①開示請求日 ②決定日 ③決定内容		①諮問日 ②答申日 ③答申番号 ④答申内容		
1	H29.4.24 教育庁 義務教育課(教育 委員会教育長諮問 第3号)	特定市の児童が自殺した件 についての情報一切に係る公文 書	①H28.10.20 ②H29.3.31 ③部分開示及 び不存在の不 開示	第2号 第6号 第7号 不存在	①H29.6.30 ②H30.8.20 ③答申第96号 ④一部認容	①H30.8.30 ②一部認容	
2	H29.7.25 知事 国民健康保険課 (沖縄県諮問保第3 号)	市町村事業費納付金・標準保 険料率算定結果表に係る公文 書	①H29.7.12 ②H29.7.25 ③部分開示	第6号 第7号	①H29.8.23 ②H30.5.1 ③答申第94号 ④認容	①H30.5.11 ②認容	
3	H29.11.17 知事 農地農村整備課 (農整第1733号)	金武町所在の上福地ダムに関 する事業の資料	①H29.8.7 ②H29.8.21 ③不存在による 不開示	不存在	①H29.12.15 ②H30.8.16 ③答申第95号 ④棄却	①H30.8.21 ②棄却	
4	H29.10.16 教育庁 学校人事課(教人 第2233号)	沖縄県内の公立学校に関する 体罰事故報告書の公文書	①H29.8.24 ②H29.9.6 ③部分開示	第2号	①H30.1.24 ②H30.12.25 ③答申第100号 ④棄却	①H31.2.13 ②棄却	
5	H29.12.20 知事 港湾課(沖縄県諮 問土第17号)	岸壁使用許可申請書等の公文 書	①H29.10.26 ②H29.12.7 ③部分開示	第2号	①H30.1.22		
6	H29.12.20 知事 港湾課(沖縄県諮 問土第18号)	岸壁使用許可申請書等の公文 書	①H29.11.2 ②H29.12.14 ③部分開示	第2号	①H30.1.22		
7	H29.12.21 知事 港湾課(沖縄県諮 問土第19号)	岸壁使用許可申請書等の公文 書	①H29.11.6 ②H29.12.19 ③部分開示	第2号	①H30.1.22		
8	H30.1.12 知事 港湾課(沖縄県諮 問土第22号)	岸壁使用許可申請書等の公文 書	①H29.11.22 ②H30.1.4 ③部分開示	第2号	①H30.2.8		
9	H30.1.22 知事 港湾課(沖縄県諮 問土第24号)	岸壁使用許可申請書等の公文 書	①H29.12.4 ②H30.1.17 ③部分開示	第2号	①H30.2.20		
10	H30.1.31 知事 海岸防災課(沖縄 県諮問土第25号)	工作物新築等及び公共用財 産使用許可申請書等の公文 書	①H29.12.6 ②H30.1.19 ③部分開示	第3号	①H30.3.5 ②H30.10.31 ③答申第98号 ④一部認容	①H30.11.6 ②一部認容	
11	H30.6.13 知事 海岸防災課(沖縄 県諮問土第5号)	工作物新築等及び公共用財 産使用許可申請書等の公文 書	①H30.4.16 ②H30.5.31 ③部分開示	第3号	①H30.8.7 ②H30.10.31 ③答申第99号 ④一部認容	①H30.11.6 ②一部認容	
12	H30.4.4 教育庁 学校人事課(教人 第596号)	「公立学校教職員懲戒処分一 覧(過去20年分)」の公文書	①H30.3.9 ②H30.3.23 ③部分開示	第2号	①H30.6.22 ②H31.2.5 ③答申第101号 ④その他(再処分)	①H31.2.13 ②その他(再処 分)	
13	H30.4.4 知事 文化振興課(沖縄 県諮問文第2号)	「しまくとぅばの普及促進に係 る広報・イベント等委託業務」 の公文書	①H30.2.19 ②H30.3.31 ③部分開示	第3号	①H30.6.18 ②H30.10.31 ③答申第97号 ④棄却	①H30.11.5 ②棄却	
14	H28.12.3 知事 女性力・平和推進 課(沖縄県諮問子 第8号)	「沖縄県行政オンブズマンあ て苦情に関する調査実施につ いて(回答)」の公文書	①H28.10.26 ②H28.11.2 ③部分開示	第2号	①H30.9.18		



NO	不服申立て 年月日	不服申立ての対象となった 公文書等	原決定	不開示 根拠 (条例第7 条各号等)	情報公開審査会	不服申立てに対 する決定(裁決)	備考
	実施機関名 (諮問番号)		①開示請求日 ②決定日 ③決定内容		①諮問日 ②答申日 ③答申番号 ④答申内容		
15	H30.5.17 教育庁 文化財課(教文第 1529号)	「沖縄県有形文化財 旧首里 城守礼門の塗装工事に係る契 約書等」の公文書	①H30.3.23 ②H30.4.25 ③部分開示	第2号	①H31.1.25		

(注) 条例第7条各号(不開示根拠)について

第1号:法令秘情報、第2号:個人に関する情報、第3号:法人等に関する情報、第4号:公共の安全等に関する情報(公安委員会及び警察本部長以外の機関)、第5号:公共の安全等に関する情報(公安委員会及び警察本部長)、第6号:審議・検討等に関する情報、第7号:事務又は事業に関する情報

## 8 沖縄県情報公開審査会答申概要

### 沖縄県情報公開審査会答申第94号 概要

①件名	市町村事業費納付金・標準保険料算定結果表に係る公文書部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	平成29年7月12日(平成29年7月12日受理)
③実施機関	沖縄県知事(保健医療部 国民健康保険課)
④決定年月日	平成29年7月25日
⑤決定内容	公文書部分開示決定
⑥決定理由	沖縄県情報公開条例第7条第6号及び第7号に該当
⑦審査請求年月日	平成29年7月25日(平成29年7月25日受理)
⑧審査請求の趣旨	部分開示ではなく、全部開示を求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	データの熟度の低さや公費が反映されていない点は、開示の際に同時に説明すればよいのであって、不開示の理由にはならない。 逆に、なぜこのような熟度になってしまったのかを県民に説明する責任が県にもあるのではないか。
⑩諮問年月日	平成29年8月23日
⑪答申年月日	平成30年5月1日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県知事(以下「実施機関」という。)が行った、公文書部分開示決定は妥当ではなく、全て開示すべきである。</p> <p>○審査会の判断(要旨)</p> <p>1 条例第7条第6号該当性 本件公文書は、平成30年度から導入される国民健康保険の新制度にむけて、県が実施した「平成28年11月末と平成29年1月末の市町村事業費納付金・標準保険料率算定結果表」である。 実施機関は、本件不開示情報について、実際の負担額を表すものではなく、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることとしている。 審査会で本件公文書を見分したところ、国保事業費納付金標準システムにより算出された県内市町村ごとの標準保険料率と国保事業費納付金を試算した結果が記載されており、本件公文書のうち、医療費に関する情報の一部、所得に関する情報及び被保険者数や世帯者数等人数に関する情報等については、開示されている。 また、本件公文書は、今後の制度改革に向けた国民健康保険料の検討を深めるために実施されたものであり、試算の結果、市町村のデータ等に誤りがあることや、現行制度を前提に試算を行ったことから、公費拡充による財政影響が反映されておらず、新制度における公費の7割が反映された実態に近いとされる第3回目に試算した保険料と比べ乖離のあることが認められる。 しかしながら、本件不開示情報は、国民健康保険制度の改革のための検討段階において作成された情報であり、実際の保険料と比べ乖離があるものの、実態に近いとされる第3回目の試算が平成29年8月に公表されている。 よって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとはいえないため、条例第7条第6号には該当せず、開示すべきである。</p> <p>2 条例第7条第7号該当性 不開示とする理由について審査会が改めて確認したところ、実施機関においては平成30年度の大規模な制度改革を控えて、短期間に迅速かつ適切に制度の移行事務を進める必要があり、また誤った基礎データに基づいた実際の保険料と乖離のある試算を公にすることになれば、県民の間に誤解や憶測を招き、不当に混乱を生じさせること、その場合、新たな制度について県民</p>

の理解を得られなくなり、制度の迅速・適正な実施に支障を及ぼすおそれがある、とのことであった。

しかしながら、事務又は事業に支障を及ぼすおそれがあるかどうかについては、個別の事案ごとに具体的な支障について判断する必要がある、本件請求に係る実施機関の説明からは、今後の制度改正に係る事務又は事業への実質的ないし具体的な支障やおそれについての法的保護に値する蓋然性があるとは認められない。

よって、本件公文書は条例第7条第7号には該当せず、開示すべきである。

## 沖縄県情報公開審査会答申第95号 概要

①件名	金武町所在の上福地ダムに関する事業の資料に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	平成29年8月7日受理
③実施機関	沖縄県知事（農林水産部 北部農林水産振興センター 農業水産整備課）
④決定年月日	平成29年8月21日
⑤決定内容	公文書不存在による不開示決定
⑥決定理由	本件請求に係る所有者、地番に該当する書面は存在しないため
⑦審査請求年月日	平成29年11月17日受理
⑧審査請求の趣旨	公文書の不開示決定の取消しを求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	<p>沖縄県国頭郡金武町字屋嘉区にある上福地ダムに関する事業の資料、屋嘉区民説明会の回数、内容、通知、知らせ、どのような許可、契約、工事を取り、現在どうなっているか詳しく知りたい。</p> <p>審査請求人が提出した資料は沖縄県公文書館で調べたものであり、金武町の特定地番の土地4筆（以下、「本件土地」という。）は、審査請求人の祖父母所有財産の一つである。</p> <p>屋嘉区事務所、区長や沖縄県は、国頭郡金武町字屋嘉区にある上福地ダムの整備にあたり、きちんと調査を行わず、法定相続人の許可を得ずに行った契約、工事は違法である。</p>
⑩諮問年月日	平成29年12月15日受理
⑪答申年月日	平成30年8月16日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論          沖縄県知事(以下「実施機関」という。)が行った、公文書不存在を理由に不開示決定としたことは妥当である。</p> <p>○審査会の判断          審査会は実施機関に対し、審査請求人からの意見書に記載されている情報の確認できる文書及びこれに相当する文書の存否について、請求者の請求内容に基づいて改めて保有の有無を確認させた。          さらにその後、審査請求人から平成30年1月19日付けの反論書及び平成30年3月23日付けの意見書が追加提出された。          これらは実施機関へ送付され、審査会においても実施機関の弁明書及び説明を受けて、本件土地について法務局の回答も踏まえて確認を行った。          その結果、4筆のうち1筆に分筆(3筆)が存在し、さらに当該分筆に係る土地の所有権移転前の所有者に、本件請求に係る氏名は存在しないことが確認された。          そうすると、当該地番の所在及び「上福地ダム」に関する事業の資料の特定と存否について再度検索を行い、該当する資料がなお存在しなかったと実施機関が判断するに至ったことは、その方法及び結論において不合理・不自然ではなく、本件審査請求の対象となった文書は存在しないものと認められる。          以上から、「審査会の結論」のとおり判断する。</p>

## 沖縄県情報公開審査会答申第96号 概要

①件名	特定市の児童が自殺した件についての情報一切に係る公文書部分開示決定及び公文書不存在による不開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	平成28年10月20日受理
③実施機関	沖縄県教育委員会教育長（教育庁義務教育課）
④決定年月日	①平成29年3月31日（公文書部分開示決定） ②平成29年4月6日（公文書不存在による不開示決定）
⑤決定内容	公文書部分開示決定及び公文書不存在による不開示決定
⑥決定理由	①沖縄県情報公開条例第7条第2号、第6号及び第7号 ②請求公文書を取得、作成していないため
⑦審査請求年月日	平成29年4月24日受理
⑧審査請求の趣旨	処分を取消して、さらに請求対象文書を特定した上で、請求した情報は全て開示するとの決定を求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	<p>文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。不開示部分は、いずれも条例第7条第2号、第6号、第7号に該当しないか、たとえ該当したとしても同号ただし書き全てに該当する。不開示部分は、いずれも条例第9条に該当する。本件通知書の記載は、不開示情報を開示しない限度において、可能な限り情報の抽象的な性質を通知書に記載することを義務づけた条例第14条第1項に違反する。</p> <p>本件の処分、当初の処分、長期にわたる諮問遅延、一連の対応はいずれもいじめの隠蔽として行われたものであり、条例第1条、3条、5条、7条柱書、8条各号、9条、11条各項、12条1項、14条各項、21条1項、31条、32条、35条、36条並びに日本国憲法15条2項、21条1項に違反している。</p>
⑩諮問年月日	平成29年6月30日受理
⑪答申年月日	平成30年8月20日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県教育委員会教育長(以下「実施機関」という。)が行った公文書不存在による不開示決定は妥当であったが、公文書部分開示決定は妥当ではなく、別表のとおり部分開示すべきであった。</p> <p>○審査会の判断</p> <p>1. 本件公文書について 本件公文書は、別表に記載する1から30までの文書である。 審査会から実施機関へ不開示理由について改めて確認したところ、条例第7条第2号又は第6号には該当するとのことであり、第7条第7号には該当しないとのことであった。よって、以下では、実施機関が不開示とした部分について、第7条第2号及び第6号該当性を判断する。</p> <p>2. 本件処分1（公文書部分開示決定）について</p> <p>(1)別表記載の文書1～10について 当審査会が見分したところ、別表の1から10までの文書について、「児童名」、「児童の学年・学級」、「学校名」、「児童の年齢・生年月日」、「児童の性別」、「両親の姓」を公にした場合、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第7条第2号に該当し、不開示とすることが妥当である。 また、「発信者名」、「受信者名」、「県職員名」、「市職員名」については、電話の通信記録が公務員の職務遂行上作成されたことが明らかであるため、条例第7条第2号ただし書きウに規定する公務員等の職及び氏名に該当し、開示すべきである。</p> <p>(2)別表記載の文書12～30について（※文書11は全部開示済み） 当審査会が見分したところ、別表の12から30までの文書において、公にすることにより、当該児童及び児童の保護者の特定に繋がるおそれがある情報や、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるおそれ</p>

がある情報、また市の第三者委員会における審議に影響を及ぼすおそれがある情報が記載された箇所については、条例第7条第2号及び第6号に該当することが認められるものの、それ以外は開示すべきであったと認められる。

よって、当該不開示を維持すべき部分を除く部分については開示すべきであるから、別表記載のとおり判断する。

3. 本件処分2（公文書不存在による不開示決定）について

実施機関へ特定した文書以外の文書の存否について改めて保有の有無を確認させたところ、実施機関は特定文書以外で該当する文書は存在しなかったとしている。

実施機関の当該再検索の方法について、不合理・不自然な点は認められないことから、その結論は妥当であり、特定文書以外の文書は存在しないことが認められる。

4. 本件処分における理由付記について

本件処分1においては、実施機関は特定した文書ごとの根拠規定を明記せず、区分することなく一律に条例第7条第2号、第6号に該当すると判断しており、こうした理由の提示は不適切であったといわざるを得ない。

今後、実施機関においては条例の趣旨・目的を十分に理解し、適正な情報公開事務の処理に努めるよう望むものである。

以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 沖縄県情報公開審査会答申第97号 概要

①件名	「しまくとぅばの普及促進に係る広報・イベント等委託業務に係る契約金額の内訳（見積書）」の公文書部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	平成30年2月19日受理
③実施機関	沖縄県知事（文化観光スポーツ部文化振興課）
④決定年月日	平成30年3月31日
⑤決定内容	公文書部分開示決定
⑥決定理由	沖縄県情報公開条例第7条第3号
⑦審査請求年月日	平成30年4月4日受理
⑧審査請求の趣旨	部分開示ではなく全開示を求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	公的資金の流れが判明できないため
⑩諮問年月日	平成30年6月18日受理
⑪答申年月日	平成30年10月31日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論          沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が、開示請求の対象となった公文書について、部分開示としたことは妥当である。</p> <p>○審査会の判断          条例第7条第3号該当性          審査会では、本件公文書における実施機関の不開示箇所の条例第7条第3号該当性について、実施機関による特定企業に対する意見照会の内容を踏まえて審査を行った。          その結果、まず「2.直接人件費」欄の「主任研究員」及び「研究員」に係る不開示箇所については、法人等の構成員に関する情報であるため、同号に該当するものと認められる。          「単価」、「数量内訳」及び「小計」欄については、CMやイベント等に出演するタレント個人の出演料の記載があるほか、広告媒体として活用するメディアとの契約予定金額等が示されており、特定企業が取引のある企業との協議、交渉の企業努力により個々に設定された成果であるものと考えられる。          また、その他の不開示項目については、特定企業の取引のある企業やメディア等の活用情報が含まれているため、特定企業の権利利益に関する情報である。          これらの情報については、特定企業における企業経営の要と言える情報であり、当該情報を公にした場合、経営上のノウハウが流出し、取引のある企業との信頼関係も大きく損なわれるなど、今後の経営活動に多大な支障を及ぼすことが認められるため、「当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するものとして、不開示が妥当であると判断する。</p>

## 沖縄県情報公開審査会答申第98号 概要

①件名	「工作物新築等及び公共用財産使用許可申請書等」の公文書部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	平成29年12月6日受理
③実施機関	沖縄県知事（土木建築部海岸防災課）
④決定年月日	平成30年1月19日
⑤決定内容	公文書部分開示決定
⑥決定理由	沖縄県情報公開条例第7条第3号
⑦審査請求年月日	平成30年1月31日受理
⑧審査請求の趣旨	処分の一部不開示を求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	今回一部開示となる部分に、棧橋運用方法等の情報が含まれており、それらが競合他社に流出することで、当社が不利益を被る可能性がある。
⑩諮問年月日	平成30年3月5日受理
⑪答申年月日	平成30年10月31日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論          沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が、部分開示とした「工作物新築等及び公共用財産使用許可申請書（添付書類含む）」（以下「本件公文書」という。）のうち、別表記載の箇所については不開示とすべきである。</p> <p>○審査会の判断          条例第7条第3号該当性          審査会では、本件公文書における条例第7条第3号該当性について、以下のとおり審査を行った。</p> <p>1 「安和港棧橋工事 工程案」の「3. 棧橋工事 (2)鋼管杭工事」欄について          審査請求人は「鋼管杭の本数」について、棧橋基礎工事の施工方法の推測や工事費の算出に利用される可能性があると主張しており、当審査会としても、当該可能性及び施工業者の技術的ノウハウの流出となるおそれがあることが認められることから、法人に関する情報として不開示が妥当である。なお、当該本数以外の文言については、技術的ノウハウには該当せず、開示すべきである。</p> <p>2 「安和棧橋計画概要」について          (1)「1. 施設の目的 (1)から(5)」について          当審査会が見分したところ、当該公文書において、棧橋の規模や運用方法に関する情報、特定の船舶の規模に関する情報、特定の品目に関する情報、特定港の運用に関する情報、副原料の品目に関する情報等が記載された箇所については、審査請求人の技術的ノウハウに関する情報であり、公にすることにより、船舶の規模からセメント副原料の輸送コストが想定され、またどのような特定品目が受入可能となるのか、製造原価がどれくらい削減できるのかなど、審査請求人の経営戦略情報を競合他社が推測可能となることが認められ、これらは条例第7条第3号「法人等に関する情報」に該当し、不開示とすることが妥当である。</p> <p>(2)「3. 計画案の概要 (1)から(3)」について          当審査会が見分したところ、当該公文書において、特定の船舶の規模に関する情報、特定の品目に関する情報、棧橋位置等周辺の情報、特定の数値等が記載された箇所については、審査請求人の技術的ノウハウに関する情報であり、公にすることにより、棧橋周辺情報と特定の数値とを合わせることで船舶の規模が推測可能となり、審査請求人の経営戦略情報を競合他社が推測可能となることが認められ、これらは条例第7条第3号「法人等に関する情報」に該当し、不開示とすることが妥当である。          よって、別表記載のとおり判断する。</p>



## 沖縄県情報公開審査会答申第99号 概要

①件名	「工作物新築等及び公共用財産使用許可申請書等」の公文書部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	平成30年4月16日受理
③実施機関	沖縄県知事（土木建築部海岸防災課）
④決定年月日	平成30年5月31日
⑤決定内容	公文書部分開示決定
⑥決定理由	沖縄県情報公開条例第7条第3号
⑦審査請求年月日	平成30年6月13日受理
⑧審査請求の趣旨	処分の一部不開示を求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	今回一部開示となる部分に、棧橋運用方法等の情報が含まれており、それらが競合他社に流出することで、当社が不利益を被る可能性がある。
⑩諮問年月日	平成30年8月7日受理
⑪答申年月日	平成30年10月31日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論          沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が、部分開示とした「工作物新築等及び公共用財産使用許可申請書（添付書類含む）」（以下「本件公文書」という。）のうち、別表記載の箇所については不開示とすべきである。</p> <p>○審査会の判断          条例第7条第3号該当性          審査会では、本件公文書における条例第7条第3号該当性について、以下のとおり審査を行った。</p> <p>1 「安和港棧橋工事 工程案」の「3. 棧橋工事 (2)鋼管杭工事」欄について          審査請求人は「鋼管杭の本数」について、棧橋基礎工事の施工方法の推測や工事費の算出に利用される可能性があると主張しており、当審査会としても、当該可能性及び施工業者の技術的ノウハウの流出となるおそれがあることが認められることから、法人に関する情報として不開示が妥当である。なお、当該本数以外の文言については、技術的ノウハウには該当せず、開示すべきである。</p> <p>2 「安和棧橋計画概要」について          (1)「1. 施設の目的 (1)から(5)」について          当審査会が見分したところ、当該公文書において、棧橋の規模や運用方法に関する情報、特定の船舶の規模に関する情報、特定の品目に関する情報、特定港の運用に関する情報、副原料の品目に関する情報等が記載された箇所については、審査請求人の技術的ノウハウに関する情報であり、公にすることにより、船舶の規模からセメント副原料の輸送コストが想定され、またどのような特定品目が受入可能となるのか、製造原価がどれくらい削減できるのかなど、審査請求人の経営戦略情報を競合他社が推測可能となることが認められ、これらは条例第7条第3号「法人等に関する情報」に該当し、不開示とすることが妥当である。</p> <p>(2)「3. 計画案の概要 (1)から(3)」について          当審査会が見分したところ、当該公文書において、特定の船舶の規模に関する情報、特定の品目に関する情報、棧橋位置等周辺の情報、特定の数値等が記載された箇所については、審査請求人の技術的ノウハウに関する情報であり、公にすることにより、棧橋周辺情報と特定の数値とを合わせることで船舶の規模が推測可能となり、審査請求人の経営戦略情報を競合他社が推測可能となることが認められ、これらは条例第7条第3号「法人等に関する情報」に該当し、不開示とすることが妥当である。          よって、別表記載のとおり判断する。</p>

## 沖縄県情報公開審査会答申第100号 概要

①件名	沖縄県内の公立学校に関する体罰事故報告書の公文書部分開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	平成29年8月24日受理
③実施機関	沖縄県教育委員会教育長（教育庁学校人事課）
④決定年月日	平成29年9月6日
⑤決定内容	公文書部分開示決定
⑥決定理由	沖縄県情報公開条例第7条第2号
⑦審査請求年月日	平成30年10月16日受理
⑧審査請求の趣旨	部分開示決定処分を取消し、変更するとの決定を求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	本件行政文書の部分開示範囲は、本件条例、関連する諸判決等に照らし、違法な非開示部分を含むものであり、本件決定は取り消されるべきである。
⑩諮問年月日	平成30年1月24日受理
⑪答申年月日	平成30年12月25日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論          沖縄県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、開示請求の対象となった公文書について、部分開示としたことは妥当である。</p> <p>○審査会の判断          条例第7条第2号該当性</p> <p>1 加害教諭の氏名          審査会が見分したところ、本件公文書に記載された情報は、条例第7条第2号ただし書ウ「公務員等の職務遂行に係る情報」に該当し、原則として開示すべきものと考えられる。しかしながら本件公文書に記載された情報は、以下の理由によって、条例第7条第2号ただし書ウ括弧書「当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの」に該当すると認められる。          すなわち、本件公文書には、公立学校において起きた教諭の生徒に対する体罰の詳細な内容が記されており、氏名等を公にした場合、当該教諭が非違行為を行った、あるいはその疑いが濃厚であると同僚、知人等から誤認されるとともに、公務員としての資質に疑いを持たれるおそれがあり、さらに公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させるおそれがある。          また、実施機関においては「懲戒処分の公表等に関する取扱要領」を定め、懲戒処分に係る被処分者の職名、性別、年齢等を公表事項としており、「氏名及び所属名（学校名）」については免職事案に限り公表しているところであるが、実施機関によると、本件公文書の体罰事案のいずれにおいても懲戒処分は行われておらず、被処分者にはあたらないため公表はなされていない。すなわち、加害教諭の氏名は、公務員等の職務遂行の内容に関して行政文書に記載されたものであっても、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報ではないとして非公開とされている。</p> <p>2 「校長及び教頭の氏名」及びその他          実施機関は、「校長及び教頭の氏名」、「教頭のメールアドレス」、「学校の電話番号及びFAX番号」及び「文書記号」（以下、「当該情報」という。）について、条例第7条第2号本文に該当し、当該情報の開示により特定の個人が識別されるおそれがあるとして不開示としている。          審査会としては、当該情報のみでは特定の加害教諭が識別され得るものではないが、他の入手しうる情報と照合することにより「学校名」が容易に特定でき、「学校名」が特定された場合、本件公文書の中で、実施機関が既に開示している「体罰発生の日時・場所」、「被害生徒の学年・学級」、「体罰の内容」、「被害の状況」、「教諭の担当科目」、及び「体罰事案の把握のきっかけ及び手法」等の部分とあわせて、当該加害教諭の特定につながることを認められる。          よって当該情報は、当該情報のみでは特定の加害教諭が識別され得るも</p>

のではないが、既に関示されている情報と合わせ、特定の加害教諭が識別され得る可能性があるものとして、条例第7条第2号ただし書ウ括弧書「公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの」に該当する。

3 結論

これらの他、審査会では他県状況をも勘案し、また当該「体罰事故報告書」の中で既に関示されている情報等も考慮して、慎重に審査した結果、本件不開示情報のうち、争いのない被害生徒の氏名を除いた不開示情報は条例第7条第2号ただし書ウ括弧書に該当し、不開示が妥当であると判断する。

## 沖縄県情報公開審査会答申第101号 概要

①件名	「公立学校教職員懲戒処分一覧（過去20年分）」の公文書部分開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	平成30年3月9日受理
③実施機関	沖縄県教育委員会教育長（教育庁学校人事課）
④決定年月日	平成30年3月23日
⑤決定内容	公文書部分開示決定
⑥決定理由	沖縄県情報公開条例第7条第2号
⑦審査請求年月日	平成30年4月4日受理
⑧審査請求の趣旨	部分開示ではなく、全開示を求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	氏名が書かれている職員と黒塗りされている職員の差別に理解できないため。
⑩諮問年月日	平成30年6月22日受理
⑪答申年月日	平成31年2月5日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論          沖縄県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）は、開示請求の対象となる公文書である「公立学校職員懲戒処分等（文書訓告等含む）一覧：平成元年度以降」（以下、「本件公文書」という。）を特定し、改めて開示、不開示を判断して開示等をすべきである。</p> <p>○審査会の判断          審査会におけるインカメラ審理による調査の過程で、実施機関が特定した文書は審査請求人が開示請求書に例示的に記載した事項を抽出し、本件公文書を加工して作成したものであることが判明した。          なお、条例第2条第2項によれば、「公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」旨を規定している。          また、開示請求権を定める条例第5条は、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる」と規定しており、この開示請求権はあるがままの形で公文書を開示することを求める権利であると解され、実施機関は「新たに公文書を作成又は加工する義務はない。」          よって、条例の趣旨を踏まえ、実施機関は開示請求の対象となる本件公文書を特定のうえ、本件公文書に基づいて開示等処分を再度行う必要があると判断する。</p>

### Ⅲ 情報提供の状況

情報提供には、県の各課所等が行う①刊行物等の発行、②報道機関への発表、③県民の求めに応じた相談・案内等、様々な形がある。

行政情報センターでは、平成2年4月に開設して以来、主に沖縄県が作成した行政資料を収集・管理し、県民の閲覧に供している。また、窓口には、行政資料専門員を配置し、利用者の案内・相談にあたりるとともに、無償刊行物の頒布や行政資料検索システムによる資料の検索等を行っている。

#### 1 行政情報センターの概要（平成31年3月31日現在）

- (1) 行政資料……………19,349点（内訳は表2参照）
- (2) 面積……………254㎡
- (3) カウンター……………行政資料案内、情報公開制度及び個人情報保護制度の総合窓口
- (4) 新聞閲覧コーナー……………日本経済新聞、琉球新報、沖縄タイムス、宮古新報、宮古毎日新聞、八重山毎日新聞、八重山日報
- (5) 閲覧コーナー……………テーブル3台、新聞閲覧台2台、椅子22脚、連結椅子1脚
- (6) ビデオ等コーナー……………ビデオ17本、CD-ROM78枚（資料付録は含まず）、CD4枚、DVD70枚、カセット7本、テーブル2台、椅子8脚
- (7) コピーコーナー……………コイン方式  
〈平成13年11月料金改定〉  
（1枚 白黒 10円〈用紙サイズA3版まで〉  
カラー 80円〈A3版〉  
50円〈A4、B4、B5版〉）
- (8) ロッカー……………コイン式15箇所（100円 使用後返戻式）

## 2 行政情報センター等の利用状況

行政情報センター、宮古行政情報コーナー及び八重山行政情報コーナーの年度別の利用者及びコピーサービスの状況は、次のとおりである。

表1 年度別利用者及びコピーサービス実績

(単位：人、枚)

窓口区分	年度 内訳	平成	平成	平成	平成	平成
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
本庁（行政情報センター）	利用者	8,206	7,812	6,937	6,565	6,540
	コピーサービス	29,739	30,106	31,434	35,750	31,762
（宮古行政情報コーナー）	利用者	19	37	31	24	15
（八重山行政情報コーナー）	利用者	29	20	24	34	6
計	利用者	8,254	7,869	6,992	6,623	6,561
	コピーサービス	29,739	30,106	31,434	35,750	31,762

注 本庁（行政情報センター）においては、有料の複写機を設置している。

### 3 配架行政資料

行政情報センターでは、「沖縄県行政資料収集管理規程」及び「沖縄県行政資料の収集管理に関する事務処理要領」に基づき、主に沖縄県が作成した行政資料を収集して、下表のとおり分類・整理し、配架している。

また、検索に資するため、「沖縄県行政資料目録」を作成し、平成18年7月からは、沖縄県のホームページ上で検索できるようになった。

表2 行政資料分類別一覧表

(平成31年3月31日現在)

分類名	内容	点数
総記	年鑑・名鑑・基地関係	1, 276
人口・土地	人口・土地利用対策基本計画	232
行政	行政計画・財政・税制	4, 182
法令	判例体系・現行法規総攬	81
国際交流	国際交流全般・移民関係	249
経済	経済政策・金融	750
防災・安全	消防・災害・交通安全	332
資源・エネルギー	石油・ガス・水資源	232
運輸・通信	陸(海)運・航空・情報通信	140
建設	道路・都市計画・河川・港湾	792
生活	消費生活	253
社会福祉	福祉全般・社会保険	953
自然・環境	気象・公害・自然保護	775
健康・医療	医療・疾病・薬事・食品衛生	1, 190
農林水産業	農林水産業全般・ミバエ	2, 352
商工業	商工業全般・リゾート・観光	1, 305
労働	雇用・賃金・職業訓練	770
教育・文化	学校教育・社会教育・イベント	2, 587
統計	各種統計	722
その他	ビデオ・DVD・CD・CT・CD-ROM	176
合計		19, 349





## 〈個人情報保護制度〉



# I 個人情報保護制度

## 1 個人情報保護制度のあらまし

近年の情報化の飛躍的な進展は、単に生産性の向上や省資源、省力化といった産業・経済の面におけるメリットのみならず、日常生活の面においても各種カード類や通信・情報機器の普及等を通じ、便利さと豊かさをもたらしました。

反面、情報化によりデータの大量かつ迅速な処理が可能になったことに伴い、個人に関する情報が広範に取り扱われるようになり、また、個人の間には「自己の情報が予期しない形で収集、利用されているのではないか」、「誤った情報が広く利用されているのではないか」等の不安感・不快感が生じており、これに対する対策が求められるようになってきました。

このような個人情報の取扱いに関する不安を取り除き、個人の権利利益を保護するためには、個人情報の適正な取扱いについて基本的なルールを創る必要があります。

これを制度化したのが個人情報保護条例であり、沖縄県では平成6年10月に「沖縄県個人情報保護条例（以下「条例」という。）を制定し、平成7年4月から全面施行しました。

平成15年5月に「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等の個人情報保護関係5法が制定されたことに伴い、沖縄県においても、法の趣旨を踏まえ、制度の充実を図るために、平成17年3月に条例の全部改正を行いました。

新条例は平成17年4月から一部施行され、平成18年4月から公安委員会と警察本部長が実施機関に加わり全面施行されました。

以降の改正経緯

- (1) 平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が制定されたことに伴い、個人番号を含んだ特定個人情報の適正な取扱いに必要な措置を規定するため、平成27年10月に条例を改正（平成27年10月施行、ただし、利用制限、任意代理人による開示等は平成28年1月1日施行、情報提供等記録関係規定は平成29年5月30日施行）。
- (2) 平成26年6月に「行政不服審査法」が全面改正（不服申立ての手続きについて、上級行政庁がない場合は「異議申立て」、上級行政庁がある場合は「審査請求」であったものが「審査請求」に一元化）されたことに伴い、平成27年12月に条例を改正（平成28年4月1日施行）。
- (3) 平成27年9月の「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正を踏まえ、情報提供等記録、小規模取扱事業者に係る規定について、平成29年2月に条例を改正（平成29年5月30日施行）。
- (4) 平成28年5月の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の一部改正を踏まえ、文書、図画若しくは電磁的記録及び個人識別符号（指紋データ、旅券番号等）が個人情報に含まれることを明確化するため、平成29年7月に条例を改正（平成29年7月25日施行）。
- (5) 平成28年5月の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の一部改正を踏まえ、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報（要配慮個人情報）を明確化し、個人情報取扱事務登録簿への記載や収集を制限するため、平成30年12月に条例を改正（平成31年7月1日施行）。

## 2 沖縄県個人情報保護制度の特色

- (1) 前文を設け、条例制定の背景を述べるとともに、基本的人権の保障及び個人の尊重の理念とも相通ずる「個人の権利利益の保護」という条例の理念を示しています。
- (2) 県の機関(実施機関)が保有する個人情報について、収集、管理、利用・提供等、個人情報取扱いのすべての段階にわたる総合的な保護制度としています。
- (3) 県の機関(実施機関)が保有する個人情報について、個人情報の本人が自己の情報を知

- り、かつ、その訂正及び利用停止を求める権利を創設しています。
- (4) 電子計算機により処理される個人情報だけでなく、手作業により処理されるものを含め、すべての個人情報を対象としています。
  - (5) 個人情報の保護に関する民間事業者の責務を明らかにし、個人情報保護のための民間部門の自主的な対応の促進を図っています。
  - (6) 民間事業者が個人情報を不適正に取り扱っている場合には、知事が当該事業者に対し、必要な調査を行い、是正のための勧告をし、また、調査に応じない場合や勧告に従わない場合は、その事実を公表することができることとしています。
  - (7) 制度を適切・公正に運用するため、知事の附属機関として学識経験者等で構成する「沖縄県個人情報保護審査会」を設置しています。
  - (8) 県の機関（実施機関）の職員等が、正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を提供又は盗用したとき並びに秘密を漏らした場合は処罰します。

### 3 沖縄県個人情報保護条例の概要

#### 1 総則（第1章）

##### (1) 目的（第1条）

個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の機関（実施機関）が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的としている。

##### (2) 個人情報・要配慮個人情報・特定個人情報（第2条第1項、第2項、第4項）

ア 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(イ) 個人識別符号が含まれるもの

イ 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関の規則等で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

ウ 「特定個人情報」とは、個人情報のうち番号法第2条第8項に規定するものをいう。

##### (3) 保有個人情報・保有特定個人情報（第2条第3項、第5項）

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報又は特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

##### (4) 実施機関（第2条第7項）

この制度を実施する県の機関は、次の13機関である。

- |          |        |        |        |
|----------|--------|--------|--------|
| ・知事      | ・教育委員会 | ・公安委員会 | ・警察本部長 |
| ・選挙管理委員会 | ・監査委員  | ・人事委員会 | ・労働委員会 |

- ・ 収用委員会
- ・ 海区漁業調整委員会
- ・ 内水面漁場管理委員会
- ・ 公営企業の管理者
- ・ 病院事業の管理者

## (5) 個人情報保護についての責務

### ア 実施機関の責務（第3条）

実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。

### イ 事業者（県出資法人を含む）の責務（第4条）

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じて、適正な取扱いをするよう努めなければならない。

### ウ 県民の責務（第5条）

県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自ら自己の個人情報の保護に努めるとともに他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

## 2 実施機関が取り扱う個人情報の保護（第2章）

### (1) 実施機関の一般的義務

#### ア 個人情報取扱事務登録簿の作成及び閲覧（第6条）

実施機関は原則として個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

#### イ 個人情報の収集の制限（第7条）

(ア) 個人情報取扱事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(イ) 要配慮個人情報は原則として収集してはならない。

(ウ) 個人情報は原則として本人から収集しなければならない。

#### ウ 個人情報の利用及び提供の制限（第8条）

原則として、法令等に基づく場合を除き、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報（保有特定個人情報を除く。）を利用し、又は提供してはならない。

#### エ 保有特定個人情報の利用及び提供の制限（第8条の2）

原則として、人の生命、身体又は財産の保護のため、本人同意がある場合を除き、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外に利用してはならない。また、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

（※「保有特定個人情報」は、番号法で規定されているため。）

#### オ オンライン結合による個人情報の提供の制限（第9条）

原則として、公益上の必要があり、必要な保護措置が講じられている場合以外は個人情報（保有特定個人情報を除く。）を提供してはならない。

#### カ その他の義務

(ア) 適切な管理（第10条）

(イ) 委託等に関する措置（第11条）

(ウ) 従事者の義務（第12条）

実施機関の職員等は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 3 開示、訂正及び利用停止（第3章）

### (1) 自己情報の開示請求権

請求権者は、個人情報の本人又はその法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未

成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人) となっている。

ア 自己情報の開示請求権 (第13条)

何人も実施機関が保有する自己の個人情報の開示を請求する権利を有する。

イ 開示請求の手続 (第14条)

保有個人情報開示請求書を提出し、自己が開示請求に係る本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。

※ 本人確認のための書類としては、運転免許証、旅券、国民健康保険被保険者証、国民年金手帳、各種資格証明書、官公庁の発行する身分証明書などがある。

※ 請求を受け付ける窓口は次のとおりである。

- ・ 本庁・・・行政情報センター (すべての実施機関が保有する個人情報について)
- ・ 出先機関 (出先機関が保有する個人情報について)

ウ 開示しないことができる個人情報(不開示事項) (第15条)

請求を受理した担当課等は、請求のあった個人情報を開示する義務があるが、次の事項に該当する場合には例外的に開示できない。

(ア) 法令秘情報 (第1号)

法令等の定めるところにより、開示することができないと認められるもの。

(イ) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報 (第2号)

当該個人情報を開示することにより、開示請求者本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるもの。

(ロ) 第三者の個人情報 (第3号)

当該個人情報に開示請求権者以外の個人情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)が含まれるとき。ただし、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができる場合等は除く。

(ハ) 法人等に関する情報 (第4号)

当該個人情報に法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる場合であって、開示することにより当該法人等、又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

(ニ) 公共の安全等に関する情報 (第5号)

開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があるとき。

(ヒ) 評価等に関する情報 (第6号)

診療、指導、相談、選考、その他の個人の評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であり、開示することにより、当該事務又は将来の同種の事務の適正な遂行に著しい支障が生ずると認められるとき。

(ヘ) 審議、検討等に関する情報 (第7号)

県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(ホ) 事務又は事業に関する情報 (第8号)

県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- a 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

- b 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - c 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - d 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - e 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (ケ) 本人の利益と相反する情報（第9号）  
第13条第2項の規定による開示請求に係る保有個人情報であつて、開示することにより、当該未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれがあるもの
- エ 開示決定等の期限（第20条）  
請求を受理した担当課等は、原則として15日以内に開示可否の決定を行わなければならない。やむを得ない理由がある場合には、さらに30日延長することができる。
- オ 口頭開示制度（第26条）  
資格試験・採用試験の結果等、実施機関があらかじめ定めた個人情報については、口頭による開示の請求ができる。

## (2) 自己情報の訂正請求権（第29条）

- 何人も、開示を受けた自己情報の内容が事実でないと思料するときは、その訂正を請求できる。
- ※ 請求手続及び決定手続については、開示請求と同様である。

## (3) 自己情報の利用停止請求権（第37条、第37条の2）

- 何人も、開示を受けた自己情報が、収集制限の規定に違反して収集されたと認めるとき等は、その利用停止を請求できる。
- ※ 請求手続及び決定手続については、開示請求と同様である。

## (4) 審査請求（第43条～46条）

審査請求の対象

- ・開示請求に対する決定
- ・訂正請求に対する決定
- ・利用停止請求に対する決定
- ・開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為

## 4 事業者が取り扱う個人情報の保護（第4章）

### (1) 保護対策の内容（第47条）

民間部門における保護対策としては、個人情報保護法対象以外の事業者による自主規制措置を基本とし、県はそのための指導・助言を行う。

### (2) 指針の作成等（第48条）

知事は、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針（ガイドライン）を作成し、公表する。

## 5 個人情報保護審査会（第5章）

### (1) 設置及び組織（第50条）

- ア 規定に基づく諮問案件の審議、制度に関する重要事項についての建議を行う。
- イ 委員は5人以内で組織し、任期2年とし、再任されることができる。
- ウ 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 調査審議手続の非公開（第55条）

6 その他（第6章、第7章）

(1) 苦情の処理（第59条）

(2) 国及び他の地方公共団体との協力（第60条）

(3) 制度の運用状況の公表（第61条）

(4) 罰則（第63条～第67条）

実施機関等の職員等が正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された公文書等を提供したとき等は処罰される。



## Ⅱ 個人情報保護制度の実施状況

### 1 個人情報の開示請求等の受付状況

平成30年度における開示請求は、前年に比べて9.0%増の2,702件であった。  
口頭による開示請求は、県職員採用試験等の試験結果に関するものである。

表1 個人情報の開示等の受付状況

(単位：件)

区分	開示請求			訂正請求	利用停止 請求	苦情申出 (実施機関)	是正申出	苦情相談 (事業者)
	文書	口頭	計					
平成 26 年度	本庁						—	
	行政情報センター	42	1,839	1,881	0	0	0	0
	出先機関	8	385	393	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	69	0	69	0	0	0	0
	合計	119	2,224	2,343	0	0	0	0
平成 27 年度	本庁						—	
	行政情報センター	40	1,965	2,005	0	0	1	0
	出先機関	9	382	391	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	54	0	54	0	0	0	0
	合計	103	2,347	2,450	0	0	1	0
平成 28 年度	本庁							
	行政情報センター	44	1,973	2,017	0	0	2	2
	出先機関	11	698	709	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	107		107	0	0	0	0
	合計	162	2,671	2,833	0	0	2	2
平成 29 年度	本庁							
	行政情報センター	27	1,675	1,702	0	0	3	0
	出先機関	12	623	635	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	141		141	1	0	0	0
	合計	180	2,298	2,478	1	0	3	0
平成 30 年度	本庁							
	行政情報センター	52	1,544	1,596	0	0	0	0
	出先機関	22	950	972	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	134		134	0	0	0	0
	合計	208	2,494	2,702	0	0	0	0

- (注) 1 口頭による開示請求については、各担当課等で受け付けた件数を行政情報センターに計上している。  
2 警察本部、公安委員会の件数は、警察情報センターとして計上している。

## 2 個人情報の実施機関別開示請求状況

実施機関別の開示請求は、人事委員会の1,475件が最も多く請求全体の54.6%を占め、次いで教育委員会の868件で請求全体の32.1%となっている。

表2 実施機関別開示請求状況

(単位：件)

分 区 実施機関	平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			
	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	
知 事	知事 公 室	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	2	0	2	
	総 務 部	6	0	6	2	2	4	0	0	0	1	1	10	0	10	
	企 画 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
	環 境 部	0	2	2	0	1	1	0	3	3	1	1	2	0	1	
	子ども 生活福祉部	12	0	12	14	0	14	19	0	19	7		7	23	0	23
	保健医療部	2	60	62	4	57	61	10	53	63	6	89	95	12	97	109
	農林水産部	0	10	10	0	22	22	0	9	9	1	0	1	0	0	0
	商工労働部	0	2	2	1	5	6	2	10	12	2	11	13	2	17	19
	文化観光 スポーツ部	2	46	48	0	38	38	0	32	32	0	30	30	0	39	39
	土木建築部	2	0	2	3	0	3	6	0	6	7	0	7	12	0	12
	出納事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	24	120	144	24	125	149	37	107	144	26	132	158	62	154	216	
教 育 委 員 会	2	304	306	6	312	318	6	655	661	2	537	539	5	863	868	
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人 事 委 員 会	15	1,800	1,815	8	1,910	1,918	9	1,909	1,918	9	1,629	1,638	3	1,472	1,475	
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地方労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	2	
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公 営 企 業 の 管 理 者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
病 院 事 業 の 管 理 者	9	0	9	11	0	11	3	0	3	1	0	1	2	5	7	
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	
警 察 本 部 長	69	0	69	54	0	54	106	0	106	141	0	141	133	0	133	
合 計	119	2,224	2,343	103	2,347	2,450	162	2,671	2,833	180	2,298	2,478	208	2,494	2,702	

### 3 個人情報請求処理状況

#### (1) 開示請求

表3 開示請求の処理状況

(単位：件)

	平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度				
	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計		
請求件数	119	2,224	2,343	103	2,347	2,450	162	2,671	2,833	180	2,298	2,478	208	2,494	2,702		
処理状況	決定内容	開示	31	2,224	2,255	23	2,347	2,370	38	2,671	2,709	42	2,298	2,340	61	2,494	2,555
		部分開示	74	0	74	75	0	75	112	0	112	114	0	114	137	0	137
		不開示	7	0	7	9	0	9	10	0	10	25	0	25	8	0	8
		不存在	17	0	17	11	0	11	19	0	19	18	0	18	37	0	37
		小計	129	2,224	2,353	118	2,347	2,465	179	2,671	2,850	199	2,298	2,497	243	2,494	2,737
	取下げ	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	
	検討中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	130	2,224	2,354	119	2,347	2,466	179	2,671	2,850	200	2,298	2,498	243	2,494	2,737		

(注) 請求1件に対し複数の処理を行う場合があるため、受付件数と処理状況の合計は一致しない。

#### (2) その他の請求等

表4 その他の請求の処理状況

(単位：件)

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
訂正請求	請求件数	0	0	0	1	0	
	処理状況	訂正	0	0	0	0	0
		不訂正	0	0	0	1	0
利用停止請求	請求件数	0	0	0	0	0	
	処理状況	利用停止	0	0	0	0	0
		利用不停止	0	0	0	0	0
苦情申出	受付件数	0	1	5	6	0	
	処理	0	1	5	6	0	

#### 4 部分開示及び不開示理由の内訳

個人情報の開示可否の決定に関して、条例第15条各号に該当し、部分開示及び不開示決定に係る不開示事項別の該当件数は次のとおりである。

表5 不開示事項別の該当件数 (単位：件)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
第1号 法令秘情報	0	1	0	0	4
第2号 本人の生命等を害するおそれのある情報			5	0	4
第3号 個人に関する情報	65	42	110	146	179
第4号 法人等に関する情報	9	30	3	3	1
第5号 公共の安全等に関する情報	1	4	1	20	7
第6号 評価等に関する情報	56	24	19	0	7
第7号 審議、検討等に関する情報	0	16	1	0	6
第8号 事務又は事業に関する情報	49	26	81	74	119
第9号 本人の利益と相反する情報	1	0	0	0	0
合計	181	143	220	243	327

注1 請求1件につき、複数の不開示理由を適用したものがあつたため、適用理由件数は不開示及び部分開示決定の合計件数と一致しない。

注2 第2号は平成27年度の条例改正により追加された事項

#### 5 不服申立ての状況

不開示決定等の処分に係る不服申立てに対する実施機関の決定及び沖縄県個人情報保護審査会における処理状況は次のとおりである。

表6 不服申立ての処理状況 (開示可否等の決定)

(単位：件)

区分 年度	不服 申立	取下げ	未処理	諮問	個人情報保護 審査会		答申の内容				重要事項 (不服申立以外)		
					審議 回数	答申	認容		棄却	却下	諮問	答申	重要事項 含む審議 回数
							全部	一部					
H26	3 (1)	0	0	3 (1)	3	2 (1)	0	1 (1)	1 (0)	0	2 (0)	0	3
H27	7 (1)	0	1	6 (1)	8	3 (1)	0	1 (0)	2 (1)	0	5 (2)	5 (2)	13
H28	5 (4)	0	0	5 (3)	7	4 (3)	0	1 (1)	3 (2)	0	3 (0)	2 (0)	10
H29	8 (0)	0	0	8 (0)	5	1 (0)	0	0	1 (0)	0	2 (1)	2 (1)	7
H30	11 (7)	0	0	11 (7)	12	10 (6)	1 (0)	1 (1)	8 (5)	0	13 (0)	2 (0)	12

※ 括弧は前年度からの継続案件で内数である。

※ 不服申立てをした年度と諮問をした年度が異なる場合、不服申立件数と諮問件数が一致しない。

※ 平成26年の行政不服審査法改正（平成28年4月1日施行）により、審査請求及び異議申立てが審査請求に一元化されたが、経過措置により、平成27年度以前に処分された件については、従前の規定が適用されるため、本表においては、「不服申立て」として表記している。

注1 平成26年度の諮問済3件のうち、2件について答申した。

2 平成27年度の不服申立てに係る諮問済6件のうち、3件について答申した。

この他、重要事項5件（特定個人情報評価の第三者点検2件（H26諮問済）、目的外提供2件、条例改正1件）の諮問があり、全てについて答申した。

3 平成28年度の不服申立てに係る諮問済5件全てについて答申した（事案併合があつたため、諮問件数と答申件数は一致しない。）

この他、重要事項3件（目的外提供1件、条例改正1件、特定個人情報評価書1件）の諮問があり、2件（目的外提供1件、条例改正1件）について答申した。

4 平成29年度の審査請求に係る諮問済8件のうち、1件について答申した。

この他、重要事項2件（特定個人情報評価書1件（H28諮問済）、目的外提供1件）の諮問があり、2件（特定個人情報評価書1件、目的外提供1件）について答申した。

5 平成30年度の審査請求に係る諮問済11件のうち、10件について答申した（事案併合があつたため、諮問件数と答申件数は一致しない。）

この他、重要事項13件（特定個人情報評価書1件、条例改正1件、個人情報保護制度関係11件）の諮問があり、2件（特定個人情報評価書1件、条例改正1件）について答申した。

## 6 沖縄県個人情報保護審査会の開催等の状況

実施機関からの諮問事項の審議、審査、答申及び個人情報保護制度に関する重要事項について建議を行うため、知事の附属機関として条例第53条の規定に基づき「沖縄県個人情報保護審査会」が設置されている。

審査会の委員の任期は2年、平成30年度の審査会開催回数は12回となっている。

表7 沖縄県個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

任期：平成31年2月27日～平成33年2月26日（2年）

氏名	役職等	備考
高良 祐之	弁護士	
天願 健	名桜大学上級准教授	
前津 榮健	沖縄国際大学学長	会長
宮城 さつき	フリーアナウンサー	
村上 尚子	弁護士	会長職務代理者

注 役職等は委嘱時である。

表8 審査会の開催状況

開催日	区分	主な審議内容
平成30年4月12日	第157回	<ul style="list-style-type: none"> <li>「告発調書の写し」に係る保有個人情報不開示決定に対する審査請求について</li> <li>「つきまといで検挙された件に係る不処分記録公文書等」に係る保有個人情報不開示決定（不存在）に対する審査請求について</li> <li>「供託通知等受領後の会計処理文書」に係る保有個人情報不開示決定（不存在）に対する審査請求について</li> <li>「廃棄文書一覧表」に係る保有個人情報不開示決定及び保有個人情報不訂正決定に対する審査請求について（併合審理）</li> <li>「相談処理票」記載内容訂正請求に係る保有個人情報不訂正決定に対する審査請求について</li> <li>（重）「沖縄県税務事務トータルシステムに係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について</li> </ul>
平成30年5月30日	第158回	<ul style="list-style-type: none"> <li>「告発調書の写し」に係る保有個人情報不開示決定に対する審査請求について</li> <li>「供託通知等受領後の会計処理文書」に係る保有個人情報不開示決定（不存在）に対する審査請求について</li> <li>「特別評価書」に係る不開示決定に対する審査請求</li> <li>（重）「沖縄県税務事務トータルシステムに係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について</li> </ul>
平成30年6月14日	第159回	<ul style="list-style-type: none"> <li>「相談処理票」記載内容訂正請求に係る不訂正決定に対する審査請求</li> <li>「特別評価書」に係る不開示決定に対する審査請求</li> <li>「死体発見報告書」に係る部分開示決定に対する審査請求</li> </ul>
平成30年7月12日	第160回	<ul style="list-style-type: none"> <li>「つきまといで検挙された件に係る不処分記録公文書等」に係る保有個人情報不開示決定（不存在）に対する審査請求について</li> <li>「廃棄文書一覧表」に係る保有個人情報不開示決定及び保有個人情報不訂正決定に対する審査請求について（併合審理）</li> <li>「相談処理票」記載内容訂正請求に係る不訂正決定に対する審査請求</li> <li>「自主退学強要及びマラソン強要について適法である旨を示す法令等」の開示請求に係る部分開示決定に対する審査請求</li> </ul>
平成30年8月9日	第161回	<ul style="list-style-type: none"> <li>「つきまといで検挙された件に係る不処分記録公文書等」に係る保有個人情報不開示決定（不存在）に対する審査請求について</li> <li>「廃棄文書一覧表」に係る保有個人情報不開示決定及び保有個人情報不訂正決定に対する審査請求について（併合審理）</li> <li>「特別評価書」に係る不開示決定に対する審査請求</li> <li>「死体発見報告書」に係る部分開示決定に対する審査請求</li> <li>「自主退学強要及びマラソン強要について適法である旨を示す法令等」の開示請求に係る部分開示決定に対する審査請求</li> </ul>

開催日	区分	主な審議内容
平成30年9月3日	第162回	<ul style="list-style-type: none"> <li>「つきまといで検挙された件に係る不処分記録公文書等」に係る保有個人情報不開示決定（不存在）に対する審査請求について</li> <li>「死体発見報告書」に係る部分開示決定に対する審査請求</li> <li>「自主退学強要及びマラソン強要について適法である旨を示す法令等」の開示請求に係る部分開示決定に対する審査請求</li> <li>軽犯罪法違反検挙経過の説明メモにおける録音電磁記録に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求</li> </ul>
平成30年10月31日	第163回	<ul style="list-style-type: none"> <li>「特別評価書」に係る不開示決定に対する審査請求</li> <li>「死体発見報告書」に係る部分開示決定に対する審査請求</li> <li>「自主退学強要及びマラソン強要について適法である旨を示す法令等」の開示請求に係る部分開示決定に対する審査請求</li> <li>軽犯罪法違反検挙経過の説明メモにおける録音電磁記録に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求</li> </ul> <p>(重) 沖縄県個人情報保護条例における「要配慮個人情報」の取扱いについて</p>
平成30年11月29日	第164回	<ul style="list-style-type: none"> <li>「特別評価書」に係る不開示決定に対する審査請求</li> <li>「自主退学強要及びマラソン強要について適法である旨を示す法令等」の開示請求に係る部分開示決定に対する審査請求</li> <li>軽犯罪法違反検挙経過の説明メモにおける録音電磁記録に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求</li> <li>コンビニエンスストアで収納された沖縄県県税領収済通知書（不動産取得税）に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求</li> </ul>
平成30年12月20日	第165回	<ul style="list-style-type: none"> <li>「特別評価書」に係る不開示決定に対する審査請求</li> <li>「自主退学強要及びマラソン強要について適法である旨を示す法令等」の開示請求に係る部分開示決定に対する審査請求</li> <li>コンビニエンスストアで収納された沖縄県県税領収済通知書（不動産取得税）に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求</li> </ul>
平成31年1月31日	第166回	<ul style="list-style-type: none"> <li>「特別評価書」に係る不開示決定に対する審査請求</li> <li>「自主退学強要及びマラソン強要について適法である旨を示す法令等」の開示請求に係る部分開示決定に対する審査請求</li> <li>コンビニエンスストアで収納された沖縄県県税領収済通知書（不動産取得税）に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求</li> </ul>
平成31年2月12日	第167回	<ul style="list-style-type: none"> <li>「特別評価書」に係る不開示決定に対する審査請求</li> </ul>
平成31年3月11日	第168回	<ul style="list-style-type: none"> <li>「特別評価書」に係る不開示決定に対する審査請求</li> </ul>

※（重）は重要事項の諮問に係る審議

## 7 口頭開示実施状況

整理 番号	試験等の名称	担当部局 課室所等(H30)	開示実施期間	開示件数
	開示した内容			
1	職員選考採用試験	総務部	平成30年8月31日 ～	0
	総合順位(不合格者のみ)	人事課	平成31年3月31日	
2	行政書士試験	企画部	平成31年1月30日 ～	0
	総合得点	市町村課	平成31年2月27日	
3	狩猟免許試験	環境部	平成30年9月28日 ～	1
	知識試験及び技術試験の得点	自然保護課	平成30年10月27日	
4	クリーニング師試験	保健医療部	平成30年10月1日 ～	0
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課	平成30年11月1日	
5	調理師試験	保健医療部	平成30年10月1日 ～	19
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課	平成30年11月1日	
6	製菓衛生師試験	保健医療部	平成30年5月30日 ～	2
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課	平成30年6月29日	
7	毒物劇物取扱者試験	保健医療部	平成30年9月7日 ～	5
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課	平成30年9月13日	
8	登録販売者試験	保健医療部	平成31年1月16日 ～	24
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課	平成31年2月15日	
9	沖縄県立看護大学入学試験(一般選抜試験)	保健医療部	平成30年4月16日 ～	47
	大学入試センター試験及び個別学力試験の科目別得点及び合計点並びに総合計点	沖縄県立看護大学	平成30年5月15日	
10	農薬管理指導士認定試験	農林水産部	平成31年2月27日 ～	0
	総合得点	営農支援課	平成31年3月28日	
11	農業機械士認定試験	農林水産部	平成31年1月31日 ～	0
	筆記試験の得点	糖業農産課	平成31年2月28日	
12	家畜人工授精講習会修業試験	農林水産部	平成30年8月30日 ～	0
	筆記試験の得点	畜産課	平成30年9月30日	
13	農業大学校入学試験	農林水産部	平成30年12月27日 ～	0
	筆記試験の総合得点及び科目別得点	農業大学校	平成31年3月31日	
14	砂利採取業務主任者試験	商工労働部	平成30年11月30日 ～	1
	総合得点及び科目別得点	産業政策課	平成30年12月31日	
15	採石業務管理者試験	商工労働部	平成30年11月1日 ～	0
	総合得点及び科目別得点	産業政策課	平成30年11月30日	
16	技能検定試験	商工労働部	平成30年4月16日 ～	15
	科目別得点	労働政策課	平成31年3月31日	

## 7 口頭開示実施状況

整理 番号	試験等の名称	担当部局 課室所等(H30)	開示実施期間	開示件数
	開示した内容			
17	職業訓練指導員試験	商工労働部	平成30年12月5日 ～	0
	学科試験の項目別得点及び実技試験の得点	労働政策課	平成31年1月7日	
18	委託訓練生選考試験	商工労働部	平成30年5月11日 ～	0
	学科試験の科目別得点	職業能力開発校	平成31年4月2日	
19	職業能力開発校入校試験	商工労働部	平成30年4月13日 ～	1
	学科試験の科目別得点	職業能力開発校	平成31年4月8日	
20	職業能力開発校修了試験	商工労働部	平成30年9月6日 ～	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	平成31年3月21日	
21	技能照査	商工労働部	平成31年1月31日 ～	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	平成31年3月28日	
22	第二種電気工事士養成施設修了試験	商工労働部	平成30年12月27日 ～	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	平成31年4月8日	
23	ガス溶接技能講習修了試験	商工労働部	平成31年1月9日 ～	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	平成31年2月24日	
24	車両系建設機械運転技能講習修了試験	商工労働部	平成30年8月14日 ～	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	平成30年11月30日	
25	液化石油ガス設備士養成施設修了試験	商工労働部	平成31年2月28日 ～	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	平成31年3月7日	
26	沖縄県立芸術大学入学試験(一般選抜試験)	文化観光スポーツ部	平成30年4月16日 ～	39
	試験の得点又は段階評価	沖縄県立芸術大学	平成30年5月15日	
27	沖縄県職員採用上級試験	人事委員会	平成30年4月 1日 ～	454
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課	平成31年3月31日	
28	沖縄県職員採用中級試験	人事委員会	平成30年4月1日 ～	114
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課	平成31年3月31日	
29	沖縄県職員採用初級試験	人事委員会	平成30年4月1日 ～	86
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課	平成31年3月31日	
30	沖縄県職員採用上級試験	人事委員会	平成30年4月1日 ～	180
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課	平成31年3月31日	
31	沖縄県職員採用中級試験	人事委員会	平成30年4月1日 ～	53
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課	平成31年3月31日	
32	沖縄県職員採用初級試験	人事委員会	平成30年4月1日 ～	24
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課	平成31年3月31日	
33	身体障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験	人事委員会	平成30年4月1日 ～	2
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課	平成31年3月31日	



## 7 口頭開示実施状況

整理番号	試験等の名称	担当部局 課室所等(H30)	開示実施期間	開示件数
	開示した内容			
34	身体障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験	人事委員会	平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日	1
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課		
35	沖縄県警察官採用試験	人事委員会	(警察官A) 平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日	167
		総務課	(警察官B) 平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日	151
36	沖縄県警察官採用試験	人事委員会	(警察官A) 平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日	122
		総務課	(警察官B) 平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日	118
37	沖縄県教育委員会職員(学芸員、専門員)採用選考試験	教育委員会	平成31年2月1日 ～	4
	試験の総合得点及び順位	教育庁総務課	平成31年3月29日	
38	沖縄県教育委員会職員(船員)採用選考試験	教育委員会	平成31年1月23日 ～	0
	試験の総合得点及び順位	学校人事課	平成31年2月22日	
39	沖縄県立中学校の入学者決定	教育委員会	平成31年1月9日 ～	526
	適正検査、作文の得点及び合計得点	各県立中学校	平成31年2月8日	
40	沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜	教育委員会	平成30年4月1日 ～	309
	学力検査の教科別得点及び合計得点	各県立高等学校	平成31年3月31日	
41	沖縄県立沖縄水産高等学校専攻科(漁業科・機関科・無線通信科)入学者選抜	教育委員会	平成31年3月9日 ～	0
	学力検査の教科別得点及び合計得点	沖縄県立沖縄水産高等学校	平成31年3月31日	
42	沖縄県立沖縄高等特別支援学校入学者選抜	教育委員会	平成31年2月4日 ～	24
	学力検査の教科別得点及び合計得点	沖縄県沖縄高等特別支援学校	平成31年3月4日	
43	職員選考採用試験	病院事業局	平成30年8月16日 ～	5
	総合ランク(不合格者のみ)	県立病院課	平成31年1月6日	

- 整理番号1～26は平成24年4月10日沖縄県告示第220号
- 整理番号27～36は平成18年3月28日沖縄県人事委員会告示第1号
- 整理番号37～42は平成20年11月21日沖縄県教育委員会告示第20号
- 整理番号43は平成18年8月29日沖縄県病院事業局告示第6号

8 不服申立ての処理状況一覧

表9 不服申立ての処理状況

整理番号	不服申立て年月日 実施機関 [担当部課]	該当公文書	原 決 定	※ 根 拠	不 開 示 部 分	個人情報保護 審 査 会	不服申立てに 対する決定(裁決)	備 考
			①開示請求年月日 ②決定年月日 ③決定状況			①諮問年月日 ②答申年月日 ③答申番号 ④答申内容	①決定年月日 ②決定内容	
1	H29.10.25 公安委員会 警察本部警務部 広報相談課	告発調書の写し (平成27年2月17 日嘉手納警察署取 扱い)	① H29.9.15 ② H29.9.26 ③ 不開示	第58条 第2項	行政機関の保有する個人 情報の保護に関する 法律第4章の規定が適 用されない保有個人情報 のため、条例の適用 除外	① H29.12.21 ② H30.6.6 ③ 第57号 ④ 不開示決定は妥 当	① H30.7.6 棄却	
	H29.10.30 公安委員会 警察本部警務部 広報相談課	検挙後の処分をし ない処分を示す記 録公文書及びその 不処分理由	① H29.7.31 ② H29.8.4 ③ 不開示	不存在	当該請求に係る公文書 は作成・取得してい ない	① H29.12.21 ② H30.9.4 ③ 第61号 ④ 不開示決定は妥 当	① H30.9.14 ② 棄却	
3	H29.11.16 公安委員会 警察本部警務部 広報相談課	供託通知書及び供 託通知書受領後の 会計処理等に関す る情報	① H29.9.4 ② H29.9.7 ③ 不開示	不存在	対象公文書は、作成・ 取得していない	① H29.12.21 ② H30.6.6 ③ 第58号 ④ 不開示決定は妥 当	① H30.7.6 ② 棄却	
	H29.11.29 公安委員会 警察本部警務部 広報相談課 及び 刑事部 捜査第一課	廃棄文書一覧表	① H29.11.6 ② H29.11.17 ③ 不開示	不存在	当該請求に係る公文書 は作成・取得してい ない	① H30.1.26 ② H30.8.15 ③ 第60号 ④ 不開示決定は妥 当	① H30.8.31 ② 棄却	併合 審理
H30.1.9 公安委員会 警察本部警務部 広報相談課 及び 刑事部 捜査第一課	※訂正請求 廃棄文書一覧表	① H29.11.29 ② H29.12.21 ③ 不訂正	訂正請求 とは認め られない	不開示決定に対する不 服は、審査請求により 行うべきものである。	① H30.2.9 ② H30.8.15 ③ 第60号 ④ 不訂正決定は妥 当	① H30.8.31 ② 棄却		
6	H29.11.29 公安委員会 警察本部警務部 広報相談課	※訂正請求 相談処理表(平成 29年7月10日嘉手 納警察署取扱い) 記載内容の訂正	① H29.10.23 ② H29.11.22 ③ 不訂正	訂正請求 とは認め られない	・訂正を求めた箇所は 認められない。 ・訂正内容が事実であ ると証明する資料が未 提出	① H30.2.9 ② H30.7.23 ③ 第59号 ④ 不訂正決定は妥 当	① H30.8.3 ② 棄却	
	H30.1.10 教育委員会 教育庁 学校人事課	特別評価書	① H29.12.11 ② H29.12.27 ③ 不開示	第15条 第8号 (エ)	人事管理に係る事務に 関し、公正かつ円滑な 人事の確保に支障を及 ぼすおそれがあるため	① H30.3.27 ② H31.3.25 ③ 第67号 ④ 特別評価シート 様式の項目及び別紙 に記載する部分を開 示すべきである。	① H31.3.28 ② 一部認容	
8	H29.12.22 公安委員会 警察本部警務部 広報相談課	死体発見報告書	① H29.11.6 ② H29.11.17 ③ 部分開示	第15条 第3号 (ウ)  第15条 第3号	警部補以下の職員氏 名・印影  開示請求者以外の個人 情報	① H30.4.13 ② H30.10.31 ③ 第63号 ④ 部分開示決定は 妥当	① H30.11.16 ② 棄却	
	H30.5.17 教育委員会 教育庁 県立学校教育課	自主退学強要及び マラソン強要につ いて適法である旨 を示す法令等	① H30.4.18 ② H30.5.7 ③ 部分開示	第15条 第2号	開示請求者以外の個人 情報	① H30.6.26 ② H31.2.14 ③ 第66号 ④ 開示請求時に存 在した「適法である 旨の資料等」に類す る資料について開示 すべきである。	① H31.3.25 ② 認容	
10	公安委員会 警察本部警務部 広報相談課	軽犯罪法違反検挙 経過の説明メモに おける録音電磁記 録	① H30.3.12 ② H30.3.27 ③ 不開示	不存在	対象となる録音電磁記 録は、不存在	① H30.8.17 ② H30.12.10 ③ 第64号 ④ 不開示決定は妥 当	① H31.1.10 ② 棄却	
	H30.7.23 知事 税務課	コンビニエンスス トアで収納された 沖縄県県税領収済 通知書	① H30.6.25 ② H30.7.11 ③ 不開示	不存在	現に沖縄県が保有して いる文書ではないた め、不存在	① H30.10.24 ② H31.1.31 ③ 第65号 ④ 不開示決定は妥 当	① H31.2.18 ② 棄却	

## 9 沖縄県個人情報保護審査会答申概要

### 沖縄県個人情報保護審査会答申第56号 概要

①件名	「沖縄県税務事務トータルシステムに係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について
②実施機関	沖縄県知事（総務部税務課）
③諮問理由	特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定に該当
④諮問年月日	平成30年4月5日
⑤答申年月日	平成30年5月30日
⑥答申内容	<p>○ 審査会の結論</p> <p>沖縄県税務事務トータルシステムに係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（以下「評価書」という。）については、個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）第10の1(2)に定める審査の観点に基づき、適合性及び妥当性を点検した結果、適切であると認められる。</p> <p>○ 審査会の判断理由（概要）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 適合性について <p>指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しており、適切である。</p> </li> <li>2 妥当性について <p>特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態等を発生させるリスクを特定し、その特定されたリスクの軽減に向けた措置について具体的に記載されており、適切である。</p> </li> <li>3 重要事項の変更について <p>重要な変更の対象である記載項目について点検した結果、いずれも不正使用のリスク増加が懸念されるような変更にはなっておらず、また変更理由についても具体的に記載されており、妥当性が認められる。</p> </li> <li>4 審査会の意見について <p>特定個人情報を扱う委託先を含めた従業者に対する適切かつ十分な具体的セキュリティ教育・訓練を定期的の実施し、情報セキュリティの遵守に万全を期するよう要望する。</p> <p>住民等からの意見聴取について、県のホームページ、県広報誌、県政広報テレビ等での放送を実施しており、実施手続きとしては適切であると言えるが、住民等からの意見が皆無であったことから、広く周知されるよう周知内容の改善に努める必要がある。</p> </li> </ol>

## 沖縄県個人情報保護審査会答申第57号 概要

①件名	「告発調書」の不開示決定（適用除外）に対する審査請求について
②開示請求年月日	平成29年9月15日（受理：平成29年9月15日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（刑事部捜査第二課）
④決定年月日	平成29年9月26日（沖捜二第1996号）
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定
⑥決定理由	条例第58条第2項及び刑事訴訟法第53条の2（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定が適用されない保有個人情報のため、条例の適用除外）
⑦審査請求年月日	平成29年10月25日（受理：平成29年10月26日）
⑧審査請求の趣旨	本件処分を取り消し、保有個人情報の開示（部分開示を含む。）を求める。
⑨審査請求理由要旨	捜査等に差し障りない範囲における「告発調書」の部分開示は、個別具体的な判断若しくは特段の事情によるものとして認められるべきである。
⑩諮問年月日	平成29年12月21日（沖公委（広相）第38号）
⑪答申年月日	平成30年6月6日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った平成29年9月26日付け沖捜二第1996号の保有個人情報不開示決定については妥当である</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 本件対象公文書について</p> <p>審査会において開示決定等に係る保有個人情報を直接見て審議（インカメラ審理）した結果、実施機関が不開示決定を行った公文書は、「平成27年2月17日付け告発調書の写し」（以下「本件対象公文書」という。）である。</p> <p>(2) 条例第58条第2項及び刑事訴訟法第53条の2の該当性について</p> <p>ア 「刑事訴訟法第53条の2」について</p> <p>同条は、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章（中略）の規定は、適用しない。」と規定している。</p> <p>イ 「訴訟に関する書類」について</p> <p>刑事訴訟法上、「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であり、不起訴記録も含まれると解されており、本件対象公文書は詐欺被疑事件に関するものであり、検察庁に書類送致され、不起訴となっているものであることから、「訴訟に関する書類」に該当する。</p> <p>ウ 「条例第58条第2項」について</p> <p>本項は、「第3章の規定は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律その他の法律の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定が適用されない保有個人情報（前項各号に掲げるものを除く。）については、適用しない。」と規定している。</p> <p>したがって、本件対象公文書については、条例第58条第2項で定める適用除外の保有個人情報に該当するため、実施機関の判断は妥当である。</p>

## 沖縄県個人情報保護審査会答申第58号 概要

①件名	〇〇損壊事件に関する「供託通知書及び供託通知書受領後の会計処理等に関する情報」の不開示決定（不存在）に対する審査請求について
②開示請求年月日	平成29年9月4日（受理：平成29年9月6日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（警務部広報相談課）
④決定年月日	平成29年9月7日（沖広相第4796-2号）
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定（不存在）
⑥決定理由	条例第19条第2項（保有個人情報の不存在）
⑦審査請求年月日	平成29年11月16日（沖縄県公安委員会）
⑧審査請求の趣旨	本件処分を取り消し、保有個人情報の開示を求める。
⑨審査請求理由要旨	審査請求人の求める情報は、職務怠慢による不存在とされているように思えるが、警察本部長は、審査請求人の求める個人情報を開示すべく自浄的速やかに対処すべきである。
⑩諮問年月日	平成29年12月21日（沖公委（広相）第40号）
⑪答申年月日	平成30年6月6日
⑫答申内容	<p>○ 審査会の結論          沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った平成29年9月7日付け沖広相第4796-2号の保有個人情報不開示決定については妥当である</p> <p>○ 審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 本件対象公文書について          審査会において供託金の処理状況について実施機関に確認したところ、開示請求があった日（平成29年9月6日受理時点）には本件対象公文書は不存在だったことを確認した。なお、その後、実施機関に聞き取りをした結果、平成30年2月19日に会計処理を行い、供託金（遅延金を除く）を受領したことを確認した。</p> <p>(2) 本件対象公文書は、開示請求があった平成29年9月6日時点においては会計処理が行われておらず不存在であったことから、実施機関の判断は妥当であると認められる。</p>

## 沖縄県個人情報保護審査会答申第59号 概要

①件名	「相談処理票」記載内容の不訂正決定に対する審査請求について
②訂正請求年月日	平成29年10月23日（受理：平成29年10月25日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（警務部広報相談課）
④決定年月日	平成29年11月22日（沖広相第5979号）
⑤決定内容	保有個人情報不訂正決定
⑥決定理由	本件訂正請求は、相談処理票に記載されている請求人自身の発言内容について訂正を求めるものであるが、相談の際に請求人が発言した内容については、客観的な正誤の立証になじむものではないため。
⑦審査請求年月日	平成29年11月29日（受理：平成29年12月1日）
⑧審査請求の趣旨	相談処理票の記載内容を訂正すべき。
⑨審査請求理由要旨	請求人自身の発言内容についてのみ不訂正の決定がなされたが、訂正請求書と添付資料を精査すれば、その他の訂正請求事項が存在することは明白である。
⑩諮問年月日	平成30年2月9日（沖公委（広相）第7号）
⑪答申年月日	平成30年7月23日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った平成29年11月22日付け沖広相第5979号の保有個人情報不訂正決定については妥当である。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 訂正請求権について</p> <p>本件対象公文書は、開示決定に基づき部分開示を受けた保有個人情報であり、訂正請求の対象となるものである。</p> <p>(2) 保有個人情報の訂正について</p> <p>本件訂正請求のうち、訂正を求める内容の記述となっていない部分については、訂正請求とは認められない。</p> <p>訂正を求める内容の記述となっている部分のうち、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料が提出されていない部分については、「訂正請求に理由がある」ことには該当せず、訂正しない。</p> <p>訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料が提出されている部分については、事実の証明はされているものの、予定という本人の内心の考えを証明するものではないため、「・・・予定である」及び「・・・は続け」という訂正請求については、「訂正請求に理由がある」ことには該当せず、訂正しない。</p>

## 沖縄県個人情報保護審査会答申第60号 概要

①件名	(1) 保存期間満了後廃棄されたため不存在とされている文書の「廃棄文書一覧表」の不開示決定（不存在）に対する審査請求について (2) 「廃棄文書一覧表」不開示決定の不訂正決定に対する審査請求について
②請求年月日	(1) 開示請求：平成29年11月6日（受理：平成29年11月7日） (2) 訂正請求：平成29年11月29日（受理：平成29年12月1日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（刑事部捜査第一課及び警務部広報相談課）
④決定年月日	(1) 不開示決定：平成29年11月17日（沖捜一第2768号） (2) 不訂正決定：平成29年12月21日（沖広相第6502号）
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定（不存在）及び不訂正決定
⑥決定理由	(1) 開示請求に係る公文書は、作成・取得していないため不存在である。 (2) 平成29年11月17日付け沖捜一第2768号の不開示決定を訂正せよとの趣旨であると回すが、開示請求に対する決定の不服は審査請求により行うべきものである。
⑦審査請求年月日	(1) 平成29年11月29日（受理：平成29年12月1日） (2) 平成30年1月9日（受理：平成30年1月10日）
⑧審査請求の趣旨	(1) 廃棄文書一覧表を作成保有し、速やかに開示するべき。 (2) 在るべき公文書の不存在を正し、廃棄文書一覧表を作成保有せよ。
⑨審査請求理由要旨	県機関である県警は、本来あるべき適性な手続きに則した記録を作成保有し、速やかに請求者の望む情報を開示するべきである。
⑩諮問年月日	(1) 平成30年1月26日（沖公委（広相）第4号） (2) 平成30年2月9日（沖公委（広相）第6号）
⑪答申年月日	平成30年8月15日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論          沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った以下の決定については妥当である。          (1) 平成29年11月17日付け沖捜一第2768号の保有個人情報不開示決定          (2) 平成29年12月21日付け沖広相第6502号の保有個人情報不訂正決定</p> <p>○審査会の判断理由（概要）          (1) 不開示決定について          司法書類について文書管理規定等の廃棄に係る手続きを定めた規定は確認できなかったものの、「廃棄文書一覧表」は作成しておらず、不存在であることを確認した。</p> <p>(2) 不訂正決定について          審査請求人は、廃棄記録を作成して訂正すべきと主張するが、当該内容には訂正すべき保有個人情報がなく、条例上の訂正請求の趣旨とは異なる請求であるため、訂正請求は認められない。</p> <p>○付言          司法文書の廃棄規定について実施機関を通じて九州各県を調査したところ、規定を整備している県が4県あった。このことを踏まえると、沖縄県においても司法文書の保存廃棄規定の整備を検討する必要があると思われる。</p>

## 沖縄県個人情報保護審査会答申第61号 概要

①件名	検挙後の処分をしない処分を示す記録公文書及びその不処分理由に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求について
②開示請求年月日	平成29年7月31日（受理：平成29年8月1日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（警務部広報相談課）
④決定年月日	平成29年8月4日（沖生保第2713号）
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定（不存在）
⑥決定理由	当該開示請求に係る公文書は作成・取得していないため、不開示決定をするもの。
⑦審査請求年月日	平成29年10月30日（受理：平成29年10月31日）
⑧審査請求の趣旨	不開示決定に不服があるので審査請求を行う。
⑨審査請求理由要旨	実施機関たる沖縄県警察本部長は、審査請求人の求める個人情報を開示すべく自浄的速やかに対処すべきである。
⑩諮問年月日	平成29年12月21日（沖公委（広相）第39号）
⑪答申年月日	平成30年9月4日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った平成29年8月4日付け沖生保第2713号の保有個人情報不開示決定については妥当である。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 本件対象公文書の存否について</p> <p>審査会において実施機関に確認したところ、嘉手納警察署生活安全課において、本件は軽犯罪法の構成要件に該当せず、立件できないと判断し、口頭で署長まで説明して捜査を打ち切ったとのことであり、本件対象公文書は不存在だったことを確認した。</p> <p>(2) 審査請求に至る経緯について</p> <p>実施機関は、検挙後の処理がどのようになっているか、1年間も本人へ事情説明しておらず、審査請求人が検挙後の自身の処分に対する憂慮から審査請求に至った経緯については理解できるものである。</p> <p>(3) 妥当性の判断</p> <p>しかしながら、本件対象公文書は不存在であったことから、実施機関の判断は妥当であると認められる。</p>



## 沖縄県個人情報保護審査会答申第62号 概要

①件名	沖縄県個人情報保護条例における「要配慮個人情報」の取扱いについて
②実施機関	沖縄県知事（総務部総務私学課）
③諮問理由	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて、沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴く必要があるため。
④諮問年月日	平成30年10月4日（沖縄県諮問総第4号）
⑤答申年月日	平成30年10月31日
⑥答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>1 「要配慮個人情報」の定義及び取扱いについて  定義については、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法に倣い条例において規定し、個人情報取扱事務登録簿に当該情報の有無を記載し公表することが適当である。</p> <p>2 収集制限について  「要配慮個人情報」については、不当な差別等が生じないように特に配慮を要する情報であることから、個人の権利利益の厳格な保護を図る上で原則収集禁止とすることが適当である。</p> <p>なお、実施機関が当該情報を取り扱う場合には、当審査会への諮問が必要となる場合があることから、改正条例の施行日までに所要の手続を行うための相当の期間を設けるなど、事務の遂行に支障がないよう配慮すること。</p>

沖縄県個人情報保護審査会答申第63号 概要

①件名	「死体発見報告書」に係る部分開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	平成29年11月6日（受理：平成29年11月8日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（刑事部捜査第一課）
④決定年月日	平成29年11月17日（沖捜一第2789号）
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定
⑥決定理由	(1) 警部補以下の職員氏名・印影は、条例第15条第3号ウに該当するため非開示 (2) 開示請求者以外の個人情報については、条例第15条第3号に該当するため非開示
⑦審査請求年月日	平成29年12月22日（受理：平成29年12月25日）
⑧審査請求の趣旨	保有個人情報部分開示決定を取り消すとの決定を求める。
⑨審査請求理由要旨	審査請求人は故人の法定相続人であり、死体発見報告書を全開示する事により、詳しい内容が明らかにされ、国土交通省、防衛省、厚生労働省正確、明確に事実を報告できるものです。
⑩諮問年月日	平成30年4月13日（沖公委（広相）第13号）
⑪答申年月日	平成30年10月31日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、平成29年11月17日付け沖捜一第2789号の保有個人情報部分開示決定については妥当である。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 死者に関する個人情報について</p> <p>条例は、個人情報の範囲を「生存する個人に関する情報」に限っており、死者に関する情報については原則開示の対象とならないが、死者の個人情報のすべてが開示請求の対象とならないと解するわけではなく、当該死者情報が開示請求をしようとする者自身の保有個人情報でもであると認められる場合は、例外的に開示の対象となる。</p> <p>(2) 本件開示請求及び審査請求について</p> <p>死者に関する情報の開示請求の場合における請求要件の一つとして、開示請求をしようとする者が、相続人であることの確認が必要となっており、審査請求人から提出された書類により、審査請求人が法定相続人であることを確認した。</p> <p>(3) 審査請求人に係る保有個人情報該当性について</p> <p>死者に関する情報の開示請求が認められるためには、財産権若しくは損害賠償請求権を既に取得している必要があるが、相続した財産権の取得を認めるに足る資料の提出ができない以上、本件請求個人情報審査請求人自身の個人情報であると認めることはできない。</p> <p>(4) 審査会の意見</p> <p>死者に関する個人情報の請求要件を満たしていないことから、実施機関が開示とした部分については、全て第三者の個人情報に関するものであることから、結論において実施機関の決定は妥当であると言わざるを得ない。</p>

## 沖縄県個人情報保護審査会答申第64号 概要

①件名	軽犯罪法違反検挙経過の説明メモにおける録音電磁記録に係る保有個人情報不開示決定（不存在）に対する審査請求について
②開示請求年月日	平成30年3月12日（受理：平成30年3月13日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（警務部広報相談課）
④決定年月日	平成30年3月27日（沖地第2068号及び生保第804号）
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定（不存在）
⑥決定理由	対象となる録音電磁記録は作成・保有しておらず不存在であるため。
⑦審査請求年月日	平成30年6月18日（受理：平成30年6月19日）
⑧審査請求の趣旨	実施機関は録音電磁記録を開示するべき。
⑨審査請求理由要旨	電磁記録があつてこそ後日の『省略』が可能なのであり、実施機関は録音電磁記録を開示するべき。
⑩諮問年月日	平成30年8月17日（沖公委（広相）第26号）
⑪答申年月日	平成30年12月10日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った平成30年3月27日付け沖地第2068号及び生保第804号の不存在による保有個人情報不開示決定については妥当である。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 開示対象公文書の存否について</p> <p>開示対象公文書の保有の有無について、審査会において実施機関に改めて確認させたところ、実施機関から次のとおり説明があり、開示対象公文書は存在しないとのことだった。</p> <p>嘉手納警察署のICレコーダーは1台あるが、書面による貸出簿等はなく、管理担当課長に確認したところ、審査請求人に対する経過説明の際に貸し出しの事実は確認できないとのことだった。</p> <p>また、ICレコーダー本体に録音の保存はなく、取扱説明書の確認及びメーカーへの問い合わせも行ったが、使用履歴が記録されない型であるため、履歴を確認することはできないとの回答であり、同日の使用については確認できなかった。</p> <p>(2) 妥当性の判断</p> <p>開示対象公文書を保有していないとする実施機関の上記(1)の説明については客観的に証明できる記録はないものの、実施機関が行った探索の方法・範囲が不十分とは言えない。</p> <p>また、説明結果メモを見分したところ、詳細な内容であるものの、第4の実施機関の理由説明に不自然、不合理な点があるとまでは言えず、実施機関の説明を否定するに足る事情も存しないことから、開示対象公文書は不存在であり、実施機関の判断は妥当であると認められる。</p>

沖縄県個人情報保護審査会答申第65号 概要

①件名	コンビニエンスストアで収納された沖縄県県税領収済通知書（不動産取得税）に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求
②開示請求年月日	①平成30年6月25日（受理：平成30年6月27日） ②平成30年6月25日（受理：平成30年6月28日）
③実施機関	沖縄県総務部税務課（①那覇税務署、②コザ税務署）
④決定年月日	平成30年7月11日（総税第457号）
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定（不存在）
⑥決定理由	開示請求に係る保有個人情報は、「沖縄県税のコンビニエンスストア収納に係る基本契約書」に基づき、コンビニエンスストアで保管することとなっており、現に沖縄県が保有している文書ではないため。
⑦審査請求年月日	平成30年7月23日
⑧審査請求の趣旨	「不開示決定処分を取り消す」との裁決を求める。
⑨審査請求理由要旨	不開示決定の理由は、「保有文書」の解釈を間違えており、不当である。「保有文書」の要件は所有権の存在だけであり、手元保管は要件ではない。
⑩諮問年月日	平成30年10月24日（沖縄県諮問総第5号）
⑪答申年月日	平成31年1月31日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った、平成30年7月11日付け総税第457号の不存在による保有個人情報不開示決定については妥当である。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 本件文書について</p> <p>本件文書は、「沖縄県税のコンビニエンスストア収納に係る基本契約書」及び「沖縄県税のコンビニエンスストア収納に係る基本仕様書」（以下、「仕様書」という。）に基づき、コンビニエンスストア本部で保管することとされている。</p> <p>(2) 本件文書の保有の有無について</p> <p>条例の解釈運用基準によると、「実施機関が保有しているもの」とは、当該個人情報を事実上支配している状態（当該個人情報の利用・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を有していること。）をいう。</p> <p>そこで検討すると、本件文書はコンビニエンスストア店舗から本部へ送付され、本部で5年以上保管された後、保管期間経過後は焼却又は溶解等の方法により廃棄されることとなっている。</p> <p>また、コンビニエンスストア本部における本件文書の保管及び廃棄については、仕様書第6条第9項に規定されており、本部が事実上支配し、廃棄を判断する権限を有している状態にあることから、実施機関が保有しているとは認められない。</p>

## 沖縄県個人情報保護審査会答申第66号 概要

①件名	「自主退学強要及びマラソン強要について適法である旨を示す法令等」の開示請求に係る部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	平成30年4月18日（受理：平成30年4月20日）
③実施機関	沖縄県教育委員会（県立学校教育課）
④決定年月日	平成30年5月7日（教県第325号）
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定
⑥決定理由	条例第15条第2号に該当 （開示請求者以外の第三者に関する個人情報が記載されているため）
⑦審査請求年月日	平成30年5月17日（受理：平成30年5月21日）
⑧審査請求の趣旨	請求した資料が届いていない。
⑨審査請求理由要旨	(1) 自主退学勧告が適法と判断した「内規等」の情報公開を求める。 (2) 多くの生徒の目が怖く、1周しかできなかったため、外を走らされた。結局補講を受けることが出来ず単位保留となった。このような対応は体罰ではないかと考えているが、適法である旨の資料等の開示を求める。
⑩諮問年月日	平成30年6月26日（沖縄県教育委員会教育長諮問第2号）
⑪答申年月日	平成31年2月14日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論 沖縄県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った、平成30年5月7日付け教県第325号の保有個人情報部分開示決定については、開示請求当時存在した「適法である旨の資料等」に類する資料についても開示すべきである。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 本件公文書について 本件公文書における黒塗り部分については争いがないことから、審査会において判断は行わない。</p> <p>(2) 諮問後の追加提出資料について 実施機関からの諮問を受け、審査会において審議していく中で、実施機関から平成30年度版の以下の資料が提出され、審査請求人にも送付を行った。 ア 生徒の懲戒に関する規程 イ 心因的な理由等により別室登校する生徒の取り扱いに関する規定 ウ 体育科確認事項 エ 単位認定、進級及び卒業認定に関する規程 オ 単位未修得者の教科別指導経過記録簿 上記のうちア～エについては、審査請求人が求める「適法である旨の資料等」に類する資料であると認められるものであり、請求当時の平成28年度版について、本件公文書と併せて開示すべき資料であったと判断する。 もっとも、オについては、実施機関によると、対象生徒が在籍していた平成28年度に作成すべきであった資料であるが、未作成となっていたため諮問後に作成したとの説明があったことから、当該資料は請求当時には存在しておらず、開示対象とはならないものである。</p> <p>(3) 審査会に対する意見書について 審査請求人が審査会へ提出した意見書は、実施機関が審査会に提出した資料に対する確認や運動可否の判断、体罰可否の説明を求める内容となっているが、審査会は、条例に基づき実施機関が行った保有個人情報の開示等決定の妥当性を審議するものであることから、これらは、審議対象とはならないものである。</p> <p>(4) 審査会の意見 今回の審議過程では、本来作成されて保有しているべき資料について、開示請求時点において未作成であったことが判明し、諮問後に作成し審査会に提出する等不適切な対応があり、実施機関は条例の趣旨を理解した上で適切に対応すべきであった。</p>

沖縄県個人情報保護審査会答申第67号 概要

①件名	「特別評価書」に係る不開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	平成29年12月11日（受理：平成29年12月14日）
③実施機関	沖縄県教育委員会（教育庁学校人事課）
④決定年月日	平成29年12月27日（教人第2030号）
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定
⑥決定理由	条例第15条第8号エに該当 （人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの）
⑦審査請求年月日	平成30年1月10日（受理：平成30年1月10日）
⑧審査請求の趣旨	保有個人情報（特別評価シート）の全部開示を求める。
⑨審査請求理由要旨	初任者研修中の私に対する評価を開示してもらいたい。
⑩諮問年月日	平成30年3月27日（教人第2464号）
⑪答申年月日	平成31年3月25日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論 特別評価シート様式の項目及び別紙に記載する部分を開示すべきである。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 条例第15条第8号エの該当性について</p> <p>ア 本件公文書の様式（評価項目及び着眼点も含む。）については、教育委員会のホームページ等で公開していることことから、条例第15条第8号エに該当するとは認められず、開示すべきである。</p> <p>イ 第4号様式について、別紙に記載する部分を開示すべきである。</p> <p>ウ 第2号様式について、別紙に記載する部分を開示すべきである。</p> <p>(2) 開示にあたっての考え方 教職員評価システムの評価結果については、規則第9条により原則開示となっている。 ただし、条件付採用期間中の職員に対する特別評価については、例外的な取扱いとして、要領第6条において不開示としているものである。 事務上の支障があるものについて例外的な取扱いとなる部分が出ることはやむを得ないが、例外は制限的に取り扱うべきであり、当該例外規定をそのまま適用して不開示とするのではなく、開示することによって実質的に事務に支障をきたすかどうかを判断すべきである。</p> <p>(3) 付言 規則と要領の関係については、一般的に要領は、規則に基づきその範囲において実施方法等を定めるものとなるが、本件では、要領において実施方法の範囲を超えて、規則で開示としている評価結果について特別評価の場合は不開示となることを規定しており、不適當である。 沖縄県教育委員会においては、早急に適正な規定の整備に努められたい。</p>

沖縄県の情報公開・個人情報保護制度  
平成30年度 運用状況報告書  
令和元年11月発行

発行 沖縄県総務部総務私学課  
行政情報センター



〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号  
TEL. 098-866-2139  
FAX. 098-866-2911

